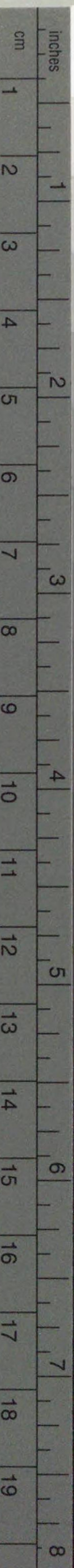


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

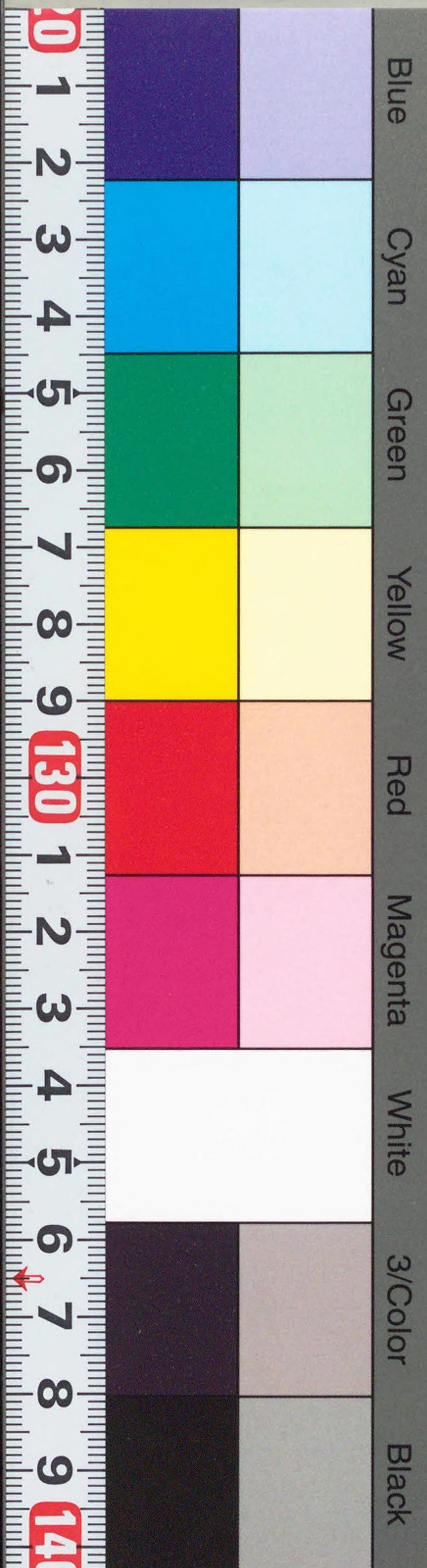


© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



参外調第二二二号

BZ-7-22



\*1201000390458\*

参議院外務委員会審議概要(第二十六国会)

昭和三十三年六月三十日

参議院外務委員会調査室



は し か き

第二十六回国会（常会）は昭和三十一年十二月二十日より昭和三十二年五月十九日

（延長一日を含む）まで開会され、外務委員会は二十三回会議を行った（農林水産

委員会との連合審査会一回を含む）。この間外務委員会は付託案件（条約二十件

法律案二件）全部を承認、可決し又国際情勢に關して熱心な討議が行われた。



I 種  
W



\*1201000390458\*



目次

一、付託案件とその処理状況	一
二、国際情勢に関する調査	一
三、請願	一四九
四、委員の視察及び派遣	一五三
五、外務委員名録	一五四



一、付託案件とその処理状況

付託案件とその処理状況



二、付託案件とその処理状況

一、付託案件とその処理状況

付託案件は条約二十件、法律案二件であつた。

(一) 条約二十件

(二) 二国間条約

1. 日本国とチエッコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めらるの件

2. 日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めらるの件

(趣旨) 右の二件はともにわが国と相手国との間の戦争状態の終了、外交関係の回復、内政不干渉、戦争請求権の相互放棄等を規定し、最終的平和処理を行つたもの、なお東欧諸国との復交は、ソ連に右の二国を加え、計三国となる。

(注) 四月十八日承認(全会一致)、四月十九日本会議承認(全会一致)、

チエッコとの議定書五月八日発効、ポーランドとの協定五月十八日発効

3. 日本国とノールウエーとの間との通商航海条約の批准について承認を求めらるの件



(趣旨) 戦前の両国間の通商航海条約に代つて両国間の通商関係を規律するもので、輸出入貨物に対する最恵国待遇、相手国商船に対する内国民待遇及び最恵国待遇、その他入国、居住等の事項に関する待遇保障などを規定したものである。

(注) 参議院先議、四月三十日承認(全会一致)、五月六日本会議承認(全会一致)

4. 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めらるる件

(趣旨) 両国間の経済関係に対して両国の国内税法をそのまま適用した場合に生ずる二重課税の事態を回避するため、両国がそれぞれ執るべき二重課税回避の方法を定めたもの。

(注) 三月二十六日承認(全会一致)、三月二十七日日本会議承認(全会一致)、発

効六月一日

5. 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めらるる件

(趣旨) 日米所得税条約を補足し、日本輸出入銀行及びワシントン輸出入銀行がそれ

ぞれ相手国内の源泉から取得する貸付金又は投資の利子に対して相手国における課税を免除することを取極めたもの。

(注) 参議院先議、四月三十日承認(全会一致)、五月六日本会議承認(全会一致)

6. 航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めらるる件

7. 日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めらるる件

(趣旨) 右の二件はともにわが国と相手国の領域内の民間航空業務を開設し、運営することを目的とし、業務運営上の手続及び条件を定めたもの。

(注) 三月十四日承認(全会一致)、三月十五日本会議承認(全会一致)

スイスとの協定四月三日発効

8. 日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めらるる件

9. 日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めらるる件

10. 日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めらるる件

11. 日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めらるる件

(趣旨) 右の四件は、いずれもわが国と相手国との文化交流のための諸種の便宜供与、



文化活動の奨励、学者、学生との交換等について規定したもの。

(注) 日独及び日印協定

参議院先議、三月十四日承認(全会一致)、三月十五日日本会議承認(全会一致)

日印五月二十四日発効

日エジプト及び日、イラン協定

五月十四日承認(全会一致)、五月十五日日本会議承認(全会一致)

12、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動

する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めの件

(趣旨) 茨城県東海村日本原子力研究所に設置される重水型研究用原子炉に使用する

ための濃縮ウランの貸借に關して取極めたもの。 この協定はウラン同位体

キログラムをこえない量のU-二三五を含む濃縮度十九、五乃至二十%の濃

縮ウラン及び必要な追加量を貸借できる。

(注) 五月十六日承認(全会一致)、五月十七日本会議承認(多数)、五月二十日

発効

13、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合

衆国原子力委員会との間の協定第一系の特例に關する公文の交換について承認を求め

るの件

(趣旨) 第一次協定において、原子炉のフイッション、チエンバーに装填される燃料の

ウランについては、協定に定めるウランの濃縮度は必ずしも適用されないこと

及びその濃縮度は二十パーセントを超えない範囲で両当事者が隨時合意できる

旨を述べたもの。

(注) 五月十六日承認(全会一致)、五月十七日本会議承認(多数)、五月二十日発

効

(多数国間条約)

14、関税及び貿易に關する一般協定の改正に關する諸議定書の受諾について承認を求めら

るの件

(趣旨) ガット発足以後の國際經濟情勢の進展にかんがみて、國際收支上の理由に基



数量制限の緩和、輸出補助金の撤廃等通商障壁の除去を目的とする改正を行い、また貿易協力機関の成立に伴うガットの技術的修正を行うもの。

(注) 参議院先議。四月十八日承認(全会一致)、四月十九日本会議承認(全会一致)

15. 貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めの件

(趣旨) この協定によつて設立される貿易協力機関はガットの運用を主目的とするもので、従来のガット締約国団会議、会期間委員会及び事務局は、それぞれ機関の総会、執行委員会及び事務局に引継がれる。

(注) 参議院先議。四月十八日承認(全会一致)、四月十九日本会議承認(全会一致)

16. 千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めの件

(趣旨) 十九世紀以来著しく発達した海上運送に関する免責約款を制限して荷主を保護する見地から、運送人の義務、責任、免責事由等を統一的に規律したものであるが、わが国海商法は逆に船主にとって苛酷であるので、今般商法とこの条約の間の調整をはかる国際海上物品運送法を制定して草案の批准を行い、わが国

海運業が現行商法のもとで過大な責任を負わされる危険を解消させるもの。

(注) 五月十四日承認(全会一致)、五月十五日本会議承認(全会一致)

17. 千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めの件

(趣旨) 輸出国の輸出割当量の増加、価格点の水準の引下げ、砂糖理事会における票数の分配の変更等を眼目とする改正。わが国としては輸出割当量の増加によつて買付交渉が円滑且つ有利となる。またわが国の票数は増加した。

(注) 五月十六日承認(全会一致)、五月十七日本会議承認(全会一致)

18. 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めの件

(趣旨) ヘリコプター等が将来鯨の捕獲、殺害に使用されることを予想して、「捕鯨船」の定義にヘリコプターその他の航空機を加え、これらを条約の規制下におくこと、及び冷凍塩蔵船に関して母船に対する監督措置とは異つた規定を設け、また母船に第三者としてのオペレーターを乗船させるため、これら「監督の方法」に關



する修正措置を捕鯨委員会が執り得るようになすること、以上二つの改正を織り込んだもの。

(注) 五月十四日承認(全会一致)、五月十五日本会議承認(全会一致)

19、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めの件

(趣旨) 北太平洋のおつとせいについて十分な資料を得るための科学的調査を行うことを眼目とした日米加ソ四ヶ国内の条約である。調査期間中おつとせいの商業的  
海上獵獲は禁止され、また米ソが陸上で獵獲した獣皮の一部はわが国及びカナダに分配される。

(注) 本件については農林水産委員会との連合審査をも行つた。

五月十五日承認(全会一致)、五月十六日本会議承認(全会一致)

20、国際原子力機関憲章の批准について承認を求めの件

(趣旨) 原子力の平和的利用を促進するために国際原子力機関を設立し、加盟国が提供する特殊核分裂性物質、役務、施設等を機関が仲に立つて援助要請国に提供することといわば原子力の国際銀行の役目を機関に行わせらるるもの。

わが国は機関発足の上は理事国に選出されることがほぼ確実となつてゐる。

(注) 五月十六日承認(全会一致)、五月十七日本会議承認(全会一致)

## (二) 法律案(二件)

1、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

(趣旨) 在ネパール、ポーランド、チエッコスロヴァキアの三大使館その他五公使館を新設し、中南米所在の五公使館を大使館に昇格せしめ、在ヘルシンキ総事館を在フィンランド公使館に切換えることにも、これら在外公館(ポーランド、チエッコを除く)及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、在ソ連大使館に勤務する外務公員の在勤俸を定めたもの。

(注) 三月二十六日可決(全会一致)、三月二十七日日本会議可決(全会一致)

三月三十日公布(法律第十一号)

2、南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

(趣旨) 沖縄に在住していたため「審査会法」に規定する借入金の確認請求を行えな



つた者に対して、借入金の確認を請求することができようにするもの。

(注) 五月十四日可決(全会一致)、五月十五日本会議可決(全会一致)

五月二十日公布(法律第百十二号)、七月一日施行

国際情勢に関する調査

二、国際情勢に関する調査



二、國際情勢に關する調査

本国会中、論議の背景となつた内外の情勢としては、国内においては石橋内閣の成立（昭和三十一年十二月二十三日）次で同内閣の辞職と岸内閣の成立（昭和三十三年二月二十五日）があり、国外においては中東火勢の混迷（スエズ、ヨルダン問題等）、東欧諸国の政情不安、英マクミラン内閣の成立、米大統領の中東宣言、大國の核兵器を中心とする戦略への転換、軍縮問題に關する米ソの対立等、國際緊張の緩和はさして期待されなかつた。

一方国会においては、わが國の核兵器保有（持込）の適否<sup>合憲性</sup>、日米安保条約の改廃問題、日韓問題の打開、岸総理の東南アジア及米國訪問の目的等をめぐり熱心な討議があり、又英國のクリスマス島における原子水爆実験を前にして参議院は「原子水爆の実験禁止に關する決議」を可決（三月十五日）して關係國の反省を促し、世取の与論に訴えたが、大きな反響を呼んだ（因に本決議案は外務委員会、委員長、理事が協議の上起草に當つた）。

尚、外交問題に關しては本會議及び予算委員会においても討議されたので本調査には、これらのうち外務委員会における質疑と重複しないものの主要なるものをも併録するに努めた。



目次

(一) 外交方針一般に関するもの 一四頁

(二) 日米關係 頁

(1) 日米關係の調整に関するもの 四五

(2) 日米安保條約の改定に関するもの等 五四

(三) 防衛問題 頁

(1) 日本の防衛方針乃至安全保障方式に関するもの 五四

(2) 核兵器の保持及持込に関するもの等

(四) 日ソ關係 頁

(1) 領土問題 七七

(2) 北海道近海漁業の安全操業等 七七

(五) 日中關係 頁

(1) 國交正常化 國連代表権 コム制限の緩和に関するもの 八三

(2) 社会党訪中使節団と中共側との共同声明に関するもの 九二

(3) 未帰還者の調査に関するもの 九七

(六) 日韓關係 頁

(1) 抑留者の相互釈放 日韓關係促進に関するもの 一〇二

(2) 抑留者留守家族の援護に関するもの 一一四

(七) 原水爆禁止に関するもの 一一六

(八) 沖縄關係 頁

(九) 其他 頁

(1) 対東南アジア施策に関するもの 一三七

(2) ビルマ、フィリピン、インドネシアとの賠償に関するもの 一四一

(3) 北鮮及ウエトナムとの國交調整に関するもの 一四六

(4) 都留証言に関するもの 以上



(一) 外交方針一般に関するもの

（外相の外交演説に対し）外相は日ソ国交回復と日本の国連加盟という新事実に立つて、国連の尊重と民主自由諸国家との協調を車の両輪として運用するべきであると述べているが、この基本方針を堅持すれば、わが国は諸外国に尊敬され、又わが主張も通るのである。ついでには国連に幅む態度をききたい。国連の舞台においては常に正義に訴え、正論を吐き、各国と共に安全と繁栄に与る態度で臨むべきだ。決して一国に偏よつた一辺倒的であつてはならぬ。小国と雖も重んじ、多数を以て決する民主主義の原則に従うべきである。然しそれは、あいまいな中立主義を意味するものでなく、正義と平和を愛する民主自由諸国家との協力を旨とすべきである。外相の所

国連における日本の発言権は、今度の総会においても各国が重視している。われわれはあくまで自主的な立場から国連憲章を尊重し、日本の主張を積極的に建設的な面から堂々と主張する立場を堅持してゆきたい。

（岸 外相）

見如何

（二）五 本 笹森（自）

政府は外交の基調を国連中心におくというが、国連の現状を如何にみているか。国連憲章を生んだ精神は世界平和の大道であるが、国連加盟国の間でさえ争ひの渦が起つて、仲の悪いもの同志が一家のうちに住む感がある。この病根を断たなければわが国も戦争に巻き込まれるおそれもある。病根となる機構の不備を見つけて世界正義のため世界世論を喚起する積極的な手を打つてほしい。このままの機構では、いくらわがまましても五大国は国連から追放されない。世界大戦の危険がある。と考えるので、国連の現機構改革のため積極的に運動する情熱があるか伺いたい。

（二）五 本 常岡（後）

外交の方針として国連中心主義を堅持するものだが、お説の通り国連の現状は複雑であり、日本が国連の一員として建設的に世界平和を増進するためには、あくまで国連憲章の精神を堅持して、東西南陣営の緊張を緩和するために、日本の自主的な立場から堂々と日本の主張を述べ、国際世論の喚起につとめたいと思う。

（岸 外相）



防衛長官は就任の第一声で「国連に加入したからといって直ちに海外派兵ということに結びつけて考えることは妥当でない」と述べている。自衛隊は国内的には単隊でないとの見解をとつてはいるが、対外的には明らかに軍隊であるというふうに考えられていると思う。国連の一員として当然集団安全保障を義務づけられていると思ふとき、実際問題として海外派兵を断わり得るものか、もし断り得るとするならば、その法的根拠をうかがいたい。

(二、五、本 常岡(録))

私が「国連に入つても海外派兵をしない、する必要はない」と申し、第一の理由は国会両院において全会一致を以て海外派兵反対の決議を行つていたので、政府としては当然その趣旨を体して行動すべきであると考えているからである。第二に集団安全保障への努力に協力できないではないかとの点であるが、世界の一角に紛争が起つた際、安全保障の措置をとる場合、兵力を必ず派遣しなければならぬことはなく、経済的措置、その他便宜の供与によつて協力することもできるので、これによつて国連協力ができないという心配もないと考へる。法的根拠の点については、国連憲章四三条には、かかる場合を予想した特別取極の規定はあるが、これに加入した国はないし、又取決もできていない。この取極によつてあらかじめ、義務を負う立場に日本はないので

法的立場から言つても、これによつて国連協力に、そごを來すという心配はないと思つて

(小滝防衛長官)

わが国は大体において、いわゆる西歐陣営に属して來ているが、最近国連加入、日ソ復交等があつて所謂中立主義という言葉が相当唱えられている。これはいい意味で考えると、さは無害だが、ややともすると、これを甘いオブラードに包んで青年婦人層を害するおそれもある。よつてこの際中立主義ということだが、今日の日本にとつては従つて行き得ないあくまで自由主義、民主主義陣営に属して、しかも米國と協力して進むべきだと感ずる。こつたう問題は十分啓蒙宣伝してもらわれないと社会の一部の人が誤まると思う。政府には

いわゆる中立主義と称せられるものの内容にはいろいろあると思う。例えば無防備中立が日本にとり一番平和な道であるとするもの、或はインド等いわゆる中立主義國と同様の立場をとるべしとするもの、或は日本が東洋のスイスの如くなるべきだという人々、私は在りから戦争をなくするやうにしようという意味においては、或はこれらの人々の考と相通するものがあるかも知れない。然し現実の國際問題から云へば、われわれは自主独立の立場から日本の安全保障を考えるけれども、独力で日本の安全保障されるわけではないの



十分、そのような用意があるのか。

(三、一、予、田村(緑))

(三、二、予、木村(自))

総理は経済外交を主張しているが、その具體的重点はどこに置くのであるか。中南米か東南アジアか、或はソ連中共を含むアジア大陸に置くか、又対日輸入制限をしている米國に向ける方針であるか、示されたい。

(三、二〇、予、千田(無))

で、私は國連中心で世界の安全保障が作られることが一番望ましいと考える。その方向としては、人類に自由を与え、民主的政治を与える民主主義國家と緊密な連絡をとつて進んでいくことが日本の正しい進路と思う。

(岸、総理)

経済外交を推進するに當つては、どこも限定せず全体に向つて、この問題を考えてみたい。ただ國々によつて主題となるものや、内容が異なるので、各國の事情を考慮してその國に適した方針でゆきたい。例えば中南米とは貿易増進、移民、対米關係は貿易、技術提携輸出制限問題があり、東南アジアは主としてこれらの國の政治独立を裏付けるような経済計画、経済繁榮に協力することが主題となる。

(岸、総理)

歐洲共同市場案は三月二十六日にロームで締印されようとしている。これは加盟國相互間の関稅率の協定、輸入制限の解除、原子力発電量の増強の問題が内在しているようであるが、國經濟に及ぼす影響は大きいと思う。これに対する見通しはどうか、又これに伴つて岸内閣の經濟五ヶ年計画変更の必要はないのか。

(三、二二、予、内村(社))

歐洲共同市場が實現すれば、加盟の大ヶ國間は單一經濟地域となる傾向がある。わが國の歐洲向貿易はそう大きくないが、品物によつては重要な市場なので、わが産業に及ぼす影響は相当大と思う。歐洲が繁榮すれば歐洲の購買力がふえるという樂觀的面もあるが、東南アジア諸國等に対するわが方と歐洲諸國との競争が激甚になるわけなので、根本対策として考ふべきことは、日本産業の國際的な競争力を増すように生産性を向上することであると思う。

(総、理)

歐洲共同市場實現のわが國輸出に及ぼす影響は、相当重視すべきものと考えられるので、それを補充する意味で中並果、東南アジア、アフリカ等への輸出増大に努力を払い、積極的



国連外交について尋ねたい。(1)原水爆の事前登録制を日本が持出したのは、会議の冒頭にソ連が即時禁止を提案したため、これに同調したくない為に出したものでないか。(2)国連代表部と政府の間に緊密な連絡がなかったのではないか。(3)日本はノルウエイ、カナダと共に三国共同提案を出したが、それに至るまでの経緯が不明朗の印象を受ける。それに登録制の一方即時禁止も準備していたように、その辺もはつきりしない。(4)国際司法裁判所判事の選挙に政府は栗山氏を立って争ったが敗れた。由來判事の欠員は、やめた人の国から出すのが慣例と思うが、敢て日本から候補

中共を含む新市場の開拓にも積極的に努力したい。

(宇田経企長官)

国連加盟は昨年暮であつて、最初に参加した今回の総会で日本の活動が十分にいかぬか、つたことは確にあると思う。然し原水爆禁止については、ソ連に対抗する意味で登録制を出したということはない。国連内の空気が各国の意向を打診してきめた措置である。登録制については種々批判もあるが、われわれは禁止を能迄目標にしたい、現状からみてその第一歩として登録制を提唱しているのである。国際司法裁判所判事の欠員は当該国から出るということには決つていない。選挙に敗れたのは残念だが、政府は栗山氏を適任と認めて立候補を願つた次第だ。分担金については半

者を出したわけは何か。(5)国連分担金について政府は、これの値下運動をしているようだが、大国の風格をもつておおうかに飛べたらよくないか。

(四、四、外、森 (社))

に値ざることだけが目的でなく加入した以上、日本にふさわしいものは分担することは、各でないと考えている。

(岸 外相)

日本の安全保障を考える場合に、独立国には自衛力が要するという一般的通俗的概念から自衛論争が行われているのは適當でないと思ふ。日本の自衛問題は、国際情勢及び日本の置かれてある客観的條件を検討して、その結果必要なら自衛問題を検討すべきものと思ふ。私としては共産世界が理由のない侵略を日本に加えてくると予定し得ることは近い将来にはないという判断に立つている。この判断でいくと、安保条約は米国の戦略的立場に重点があるので、その発展如何で日本の安全が危

日本の外交の基調は世界平和の増進にあるので、あらゆる面に協調を求めめる方針である。アジア諸国はわが国と極めて深い関係にあるので、アジアを通する一つの親善友好を確立したい。お説の通り世界平和の増進に東西両陣営のかけ橋になるよう努力すべきで、いわゆる軍事的ブロックには属する考はない。従つて集団安全保障についても東西両方を合している国連を中心としての集団安全保障がべき、ことが一番望ましい。こうした意味でA.A.グループとの協調、理解を深めそれが世界平



論に臨る条件の方が多くなる。私はわれわれは東西いづれの軍事プロツクにも属すべきではないと思う。日本外交はA.Aグループを強化して東西のかけ橋の役割を果たすべきで、この点を総理は東南アジア、米国防向に当つての基本的心構とさるべきだ。総理の所見はどうか。

(五、一三、予、羽生(社))

総理が米国防向の際、当然安保条約、行政協定その他の懸案について話合ふことと思つたが、要は、結局日本の安全のため一番適切な措置は、いかなるものかということである。私共は武力だけに安全保障を托するの適當でない。武力ということに限定した場合でも、戦争が起るような条件をなくすようにすべきである。そこで、どこにアジアの緊張があるか、原因はなにかについて検討し、

和の増進に資するといふ小うに努めたい。

(岸 総理)

日本の国際的関係で日米が完全に理解することが必要で、それが為には日本が自主独立の立場から米國と話合ふことが必要である。この見地から、いろいろ検討してみても安保条約、行政協定、或は領土問題にしてもその他日本国民の間に論議のある問題については、平直に国民的考を言うことが正しい。日本は、とにかく形式的には独立したが日米

外交上の役割を果たすべきで、単に武力の増強だけに期待をかけることはあやまりと思う。総理訪米の際はアジアの緊張緩和を前提として話合をされるか、或は親米関係の強化に重点を置かれるか、これが重要点と思う。社会党としてはこの点に非常な関心を持つわけだが、総理の基本的考えを承りたい。

(五、一三、予、羽生(社))

関係で、かくありたいということに不十分な点も多く、占領下の混乱から脱して、自信と希望をもつて独立の完成に向つてある際であるから、その気持で日米間の問題を検討して将来の日米関係を作つていきたいと思う。

(岸 総理)



(一) 日米関係の調整に関するもの

(二) 日米関係  
（外相の外交演説に対し）およそ外交は、相互の理解と善意に基かねばならぬ。対米外交において、日本の正しい主張として当然米側に受け入れらるべきものが、何卒かの理由で誤り伝えられて意見のそごを来しているかの印象を受けるものがある。糸理を盡して相互の善意による解決が必要である。例えは砂川その他の基地問題、沖繩問題、米側の日本商品輸入制限問題、原子兵器の持込の問題等については、日本政府独自の立場を堅持して正しい主張は貫き、日米真の友好関係を維持増進することが期待される。これらの問題につきいかなる方針で円満解決に努力したか、又交渉せんとする内容をうかがいたい。

日米両国の協調、提携を強化することは日本外交上極めて重要であるが、日米間に起つている指摘されたような問題については具体的に処理する考である。沖繩問題については現地民の希望する四原則を實現するように米政府に主張している。日本商品の輸入制限問題は綿糸布については一応片がついているがその他のものについては日本側の自制（自制を要する面が少くない）と事情を十分宏方に認識させて、これに対する措置を講ずる。基地問題は一面に於て安保条約等による日本の義務であると同時に、これらの基地拡大は日本の防衛のため必要である見地から処理せねばならぬ。原子部隊の問題は米当局言明の通り

(二) 五、本、世森(自)

日本の外交の自主性はあるのであるか。一月十六日の石橋、アリンソン会談で米側は日本の防衛費が経済の発展に照合して過少である。日本の防衛努力が足りないとして米側の不満を述べたと伝えられている。独立後久しいわが国に対し予算の縮成途上、このような索制を他国から受けることは理解し難いし、かかることは日本自ら決定することである。政府の所見を求めらる。

(二) 五、本、羽生(社)

政府は日米関係の調整を屢々述べているが

り事実でないので、将来かかる問題が起れば日本に協議してやることなので、その場合はあくまで自主的に処理する考である。

(岸 外相)

外交は自主独立の見地から、これを決定すべきものと信じている。防衛問題も自主的な立場から實現に努力するのが、外交の根本方針である。

(岸 外相)



それは具体的には何か、鳩山内閣時代に対米関係が冷却したから、親善を強化するというのは驚く外はない。日米親善は賛成で必要と想う。然し真の調整とは、安保条約を再検討し或は中共との国交回復促進のため米国の理解を深めることである。然るに中共を承認せずといひ（アジア地域公館長会議の席上）中共通商代表部の受入れに水をさすなど、余りに政治性が過ぎると思ふ。かくては国連加盟後の日本外交の基調といわれる東面を結ぶ役割はどうして果されるか。石橋内閣の使命は中共と密を閉じ、日本をとりまくアジアの緊張を緩和させ、日米安保、中ソ同盟条約双方を解消できる条件を作り出すことではないか。

(二五) 本 羽生(社)

外相は外交演説のうち日米両国には政治経済、防衛の各方面に亘つて利害と目的が大ざく一致すると述べている。米国の政策は中近東教書に示す如く、アジア、アラブ諸国の分裂を策し、独立を奪い、その為には原子戦半も辞さない政策である。日米の利益が一致するというのは日本の政策が米国の侵略政策と一致することを告白している。併せざるを得ない。この点首相代理の所信を問う。更に対米追随の態度として原水爆実験禁止に関する日本の提案は、米国の意を受けて登載制を提案したのではないか。ソ連の提案防害のため、又国連において、ソ連の提案した南北朝鮮、南北ヴェトナム夫々の一括加盟案に反対し韓国、南ヴェトナムだけの加入を支持している。これはA.A.諸国の親善にならない。又、外交と内政一体化を強調して国内

米国の政策はA.A.ブロックを分裂させ原子戦争に導く政策だとの意見には賛成できない。わが国の理想は民主、平和国家を建設するにあるという立場でありこの意味で米国の同様なので、目標と窮極の利害が一致していると考へる。国連におけるわが代表の活動は、あくまで原子兵器の使用禁止を目指し、その第一歩として登録制を提案したものである。民主主義を圧迫しているつもりは全然ない。

(岸総理代理)



民主主義を弾圧している。これ亦対米追従の態度とみるが、首相代理はどう考へるか。

(二、六、本、野坂(英))

岸外交の施政方針の中に重要な点が欠けているという気がするのは、施政方針のうち、に独立の完成という点がない。この原因は想像をたくましくすれば、日ソ国交調整ができ、国連加盟が実現した。これが外交の中心となるので、独立の完成というものは不要になつた。少くともウایتが少くなつたという考へに基くものではないか。総理は対米関係の調整について、も言及されたが、これもわが国の独立の完成の観点から進めねばならぬと思うがどうか。われわれの考へはこの点にあるが、総理の所見はどうか。

(三、一、二、予、曾祚(社))

安保条約、行政協定は、作られた経緯、国際情勢の推移からみても、現在はいく日米間に、面検討を話合う時期にきている。この点については日本の著名の文化人の間にも、これを推進のための署名運動などがある。一方米国内においても少数意見であるが、ジョージケナンのような意見へ日米間の友好の爲には無期限の日本駐兵は決して米国のためにならない。もしあるのである。総理訪米の際には、こうした見地から安保条約をとり上げ、日米会談をもたれたら非常に意義があると思う。

(三、一、二、予、曾祚(社))

完成というより一歩実質的に施政、外交方針に、進べたつもりで、根柢には独立の完成ということをはつきりさせている。

(岸 総理)

文化人が唱えるからとてそれをすぐ方針として取上げるつもりはないが、世論はよく尊重したい。ケナンの意見が非常に尊重すべきものであることは同感である。国際情勢は変化しておりその見方も色々あるわけだが、日米の恒久的友好関係を作り上げるためには、国際情勢についてよく話し合い、意見の一致を図るべきだと思ふ。

(岸 総理)

私は独立の完成とは内にあつては、経済自立をはかり国民生活安定の実績を作り、外は、いずれの国に対しても自主的立場から、それだけの関係を律していくことであると思ふ。対米関係は、サンフランシスコ条約等に關係して日本が米国に從属しているような批判をする人もある。何か日米間に特殊關係があつて、日本の完全独立がないという批評もあるように思ふ。自分もこの意味で日米關係の調整を申しているが、具体的に云えば現在ある状態をそのまま持続する意味ではなく、自主的立場から從來あつた關係を是正し、調整してゆきたいと考へている。その意味で独立の



総理の渡米については国民の期待は色々あるようである。自分の考えとしては経済面からみれば、日本は神武景気などというがその基礎は薄弱なものであるのに、目先の繁栄に酔つていような実情である。そういう甘い考えを以て総理の訪米効果を云々する声を聞く。こうした面の国民に対する訴を十分行つて、日本経済を安定させるためには、一層の努力がいることを何らかの形で国民に訴えた上で渡米さるべきだと思ふが、総理の意見を伺いたい。

(四、一八、外、永野(自))

(2) 日米安保条約の改廃に関するもの

安保条約と行政協定は、サンフランシスコ

日本の今日経済復興は国民の努力が原動力であることは勿論であるが、今時に米國と緊密な提携関係のお陰である。これは一層今後も強化すべき面が多々ある。お説の如く日本経済の基礎は非常に堅固なものとは思えないので、この日本経済の実態、日本の国力の実相について、充分国民に知らせねばならぬことは同感である。

(岸、外相)

安保条約、行政協定の改訂は、お説のよう

平和条約締結の際に早急に取極められたもので、更に多くの欠陥に満ちている。しかも昨今の国際情勢との関連において、すみやかに再検討を要することは言をまたない。例えは米軍の駐留は条約第一条でアメリカの権利として規定されているが、日本防衛は米軍に義務づけられていない点などその片務性を指摘されている。然し形の上の双務性を主張すれば、わが憲法に違反する海外派兵の義務を負うことになる。安保条約の改正は日本の防衛力が増大し、日本も軍事的義務を負う形のみそれが可能であることを米國は明示しているのである。然し、日本の防衛力がどの程度に達したとき、日本が自国防衛の第一義的責任を果たしたことになるのかも不明である。要之この条約改正問題は容易ならぬ意味をもつのであり、更に砂川問題のような軍事基

に極めて重大で、且つ及ぼす関係も広範なので、私は今日、これを改訂する段階ではないと思ふ。然し、各種の情勢を検討し、自主的立場から改むべきものは改めたい。態度をとりたい。

原子戦争は、是非ともなくなること望んでいる。軍縮問題も行詰つていゝが、私は原子兵器をもつ国々が、われわれの主張をいれ解決してほしいと思ふ。一歩でもそれに近づくと努力したい。

(岸、外相)



地拡張や、原子部隊の派遣という問題に関連して来ている。又、この原子兵器時代の安全保障について、政府は如何に考えるか答弁されたい。

(二五、本、初生(社))

日米関係で最も重要な集約点と考えられるのは、日米安保条約、行政協定の問題であるが、これらの問題について外相は日米安保条約は日本の自力防衛完備の上での改正を考えたいと述べ、又或は改正の方向には賛成だがまずその隙隙を作つてゆくと思つてゐる。然らば自力防衛の完備とはどういう意味か、進歩した核兵器を含めた外国の軍備をみれば、日本の自力防衛は不可能と思つるので、自力防衛が出来てから安保条約を改正する考えなら同条約四条の規定からみても無期限に安保条

現在の国際情勢からみて一国だけで一國の安全を保障し得る防衛力を備えてゐるのは、米、ソ両国位のものであるから、私のいう自力防衛というのは日本人の手で日本の安全を保障し得るまでの防衛力を持つこととするものではない。それで日本がどの程度まで防衛をするかということについては、一応長期の防衛計画をもつべきであるが、これは関係方面で検討中でまだ明確になつていない。安保条約は窮極においてなくすべきものだが、今直ちに廃止とか根本的改訂を打出す時期ではなく

約を肯定していくことにはならぬか、この点を外相はどう思ふか。

(二一、一四、外、曾祚(社))

いろいろな準備や環境を作るべき時期と思つ然し安保条約、行政協定は、結ばれた当時と今日では情勢も變つており、又数年間実施された情勢をみると両国の友好関係上、望ましくない点も多々あると思つるので、両国の話合により改訂することは必要であると思つ。国際情勢、武器の発達を考へても更に合理的日本の安全保障体制が出来ることが望ましい。それには矢張り漸を追つていくべきだ。

(岸、外相)

安保条約を条約的にみて之を改変していく場合、曾て重光外相が訪米の際に、それを日本の自力防衛力の増強とからみ合せ話を進めた結果、憲法に逸脱するような西太平洋に対して、日本が共同防衛の責任を負うような形のことから始めて双務的になるという方向に進んで当

前述のように安保条約、行政協定は作つたときの情勢と現在では、国際的にも日本国内でも、米国内でも変化してゐるので、永久的にそのままいくのがよいとは考へない。日米両国の友好関係を円滑ならしめる見地から、又、適当でない箇所も感ぜられるので、米



時の政府が、あわてたということがあつた。それ故、安保条約の改正を考える場合は、やはり之をなくしていつて全時に中ソ同盟条約もなくし、新に西陣営の加わつた相互不可侵安全保障条約ができるというような新しい構想でいかなうか。この問題は解決しないと思ふが、外相の所見如何。

(二、一四、外、曾祿(社))

安保条約をどうするかという問題については、總理の見解は、同条約、行政協定のうちで日本の実情に通しないものは個々の問題を考へ、更に自力防衛の完備の上、これが改正を考へたい、改正の方向を考へているがまず環境を作つていくというふうに答えている。然し、私は個々の不都合な点を改正していくの

側にも之を認めさせて受えていきたい。然し究極の日本の安全保障を考へてみれば、中ソ同盟の廃止、国連による集団安全保障も未だ望み得ない現情では、矢張り日米安保条約、日米共同防衛の立場で日本の安全を保障するほかはないと考へている。然しそういう見地に立つても、改訂すべきものは十分研究する必要がある現実であると思つてゐる。

(岸、外相)

お話のように安保条約その他の安全保障に關する協定の作られた経緯、状況などは今日とは随分違つた環境下にできたものである。ただ政治の本然は祖国の安全、平和を維持することにあつて、それがためには、日本が独力で日本の安全保障をはかり、又国連の力に頼ることは望ましいのであるが、実情は矢張り

ではなく、歴史的に、又日本の国際情勢からいつても又日本の独立の観点から、体制それ自身に問題があると思ふ。安保条約は日本が独立にふみ出した平和条約と引替的に同時に結ばれ、国会も与党も内容すら知らずにサインさせられたもので、その重要部分たる駐兵の条件は国会の審議から外して行政協定にした。故に体制そのものが根本的に異状な状況における所産であり、朝鮮事変のさ中に作つたものである。こうした事情からそのもの自身を直していくというふうには考へられないものか。

(三、一、二、予、曾祿(社))

總理は日本の安全上、日米共同防衛が必要であるとの見解を持たれるが、その観点に立つても安保条約という不平等な形でよいか

り日米共同防衛体制を根本的に受えるわけにはいかなう。

然し、色々な点で望ましくない点もあるし、現在の情勢に合わせる点もあるわけで、これらは十分検討していくべき時代と思ふ。今、体制を直ぐ受えるという考へにはなれない。受えることは日本の安全保障上から国民は決して安心できないと思ふので、体制そのものを受えるつもりはない。

(岸、總理)

私は第四条改訂の意思は現在もつていない。日本自体における長期防衛計画もまだ出来ていない状態において、何も標準もなしにた



条約論から見ても同条約第四条は期限つきではないのであるから少くとも先づ期限をつけて第四条の実質的な変更を、図るといふような便法も必要ではないか、次に安保条約の改訂論をやる場合に、曾て重光外相の対米交渉の際のように、同条約の双務性を強調したために却つて広地域における相互軍事同盟的方向にまきこまれた事例があるのだが、この点はどう考えるか。

(三、一、二、予、曾林(社))

政府は安保条約は改訂の時期に近づいていると判断しているが、実際問題として同条約第四条による失効の時期を日本側はどうみているか、曰本としてはどの程度になつたら話合の条件が整つたと考えるか、第四条を改訂する条件が整つたと判断する基礎がなければ

期限をつけることは意味をなさないと思ふか  
うである。

又、地域的に広げた防衛の双務的立場でお話のようなことになるような協定や條約を結ぶ考えはない。

(岸 総理)

今日の自衛力を以て一応の自衛力が出来たとして独力で防衛できるといふ確信には達していないが、締結当時の実情(防衛力が全然なかつた)と今日(或る程度自衛力を持ち、国連にも加入した)では情勢も変つていゝが、まだ第四条を改正し、若しくは日米共同体制

対米話合は出来ないと思ふ。よつてどの程度になつたら、解消の時期が到来したと判断するか。

(三、二、七、予、羽生(社))

「註」安保条約第四条(効力の終了)「この条約は国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的安全保障措置が効力を生じた」と日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めたとせばいつでも効力を失ふものとする」

中ソ同盟があり日米安保条約がある現状は旧式の言葉でいえばバランス・オブ・パワーである。そうすれば安保条約は内容は改善すべきものとしても、根本は当分維持さるべき

を根本的に廢する時期ではないと思ふ。然し、上述のような事情の変化から、少くとも全面的に検討すべき時機が来たといふのが、私の考えである。

(岸 総理)

現在の国際情勢からみて日本の自衛隊だけで日本の安全が保障し得ないことは誰も認めるところで、日米共同防衛の仕組みは基本的なものと考えられる。ただ共同防衛の關係上各地に



ものと思う。然し在日米軍は、日本の防衛力が当面の問題について大丈夫となつた場合へ大きな問題は当然集団保障によるべきだが、は引揚げるようになつていると考えるが、横須賀、佐世保、横田などから米軍が引揚げる時期は大体、いつ頃と見当をつけて考えていゝるのか、訪米の際、議題となると思ふし、近く国防会議も開いて検討すると思ふので、その見込を聞きたい。

(四、四、外、野村(自))

社会党の訪中使節団が北京で副総理と会見の際、中ソ同盟条約の軍事性格を文化的

経済的性格に変えるという話が出てゐる。これに対し、日本政府の見解としても、それには中ソ同盟を止めることが友好のしるしだと言つてゐる。もし中ソ同盟を止めることがあつた場合、日米安保条約についてどう考へるか、安保条約は、何れも中ソを目標とすると言つてないから、これは関係がないとおつしやるのか。

(四、一八、外、森(社))

重光外相訪米(一昨年)の際の共同声明に日本が自国防衛の能力が出来たときに、現行の安保条約はより相互性の強い条約に置きかへることが適当との意見が一致したとある。これは二年前の意見の一致であるが、現在でも

基地があり、これが永引くことは国民感情上望まない。その間の調整は重要である。日本の長期防衛計画は未だ基礎が固まつていないのが実情である。訪米の際この問題に触れることは当然と思ふが、日本の国防計画は日本が独自の立場から考へるものであつて、従来のように米国によつて、米国のために防衛力を増強してゐるような気持ちを国民に与へてゐることは、根本的に誤りであるとの見地に立つて検討したい。横須賀などから米軍がいつ退くかの点は具体的に意見をいうのは適当でないし、又長期防衛計画も未だ樹立されてないので云えない。

(岸 外相)

社会党と副総理との話は疑うわけではないが、やはり現実 realistically 実現されるということではない

いと確かな問題として考へるわけにはいかな。安保条約と中ソ同盟条約とは必然的に関連があると思つてゐない。然し別個の見地から、日米共同防衛という体制がよいか悪いかという考へ方は、いろいろな点から検討する必要がある。議論すべき問題と思ふが、中ソ同盟が衰つたから直ちに安保条約を廃止するとか、共同防衛体制をすぐ愛えねばならぬといふふうには、一足飛びに考へることは適当でないと思ふ。

(岸 外相)

当時の会談には自分も出席してゐて事情は知つてゐる。根本は、日米共同防衛の体制により日本の安全を保障する考へ方であつた。ダレス長官としても、不平等を双務的にするという抽象的なプリンシプルで改訂するので



総理は、同じ意見をもっているか。

(四、二四、予、梶原(録))

一昨年重光外相渡米の際の日米共同声明では「現行の安保条約はこれを双務的なものに置きかえることが適当」と意見の一致したのであつたが、総理としては、その前に現行制度を若干手直し、合理的なものに改訂するということであるから、これは一歩後退した印象を受ける。現在の体制を根本的に改変す

はなく、運営の面からみて不適當なことより適當なものにするという気持であつた。私は現状は日本独力で日本を防衛できる段階ではないが、少くとも、ある程度、米國と必要な防衛の分担はできる事態まで來ている。又國連加入の事實もあり大體の考えは、共同声明に感つた考えと非常な相違はないから、以上の考え方でこの問題に対処したい。

(岸、総理)

別に後退したとは考えない。ただ言葉として双務的ということに色々な誤解を生む性質も含むので、私はより合理的なものによるという言葉を使っているが、内容的に後退したつもりはない。

(岸、総理)

ることに意見が一致したという線はやはり、はつきりしてかかるとは思はないのか。

(四、二四、予、梶原(録))

社会党の立場としては絶対的な安全保障はないと考える。ただ政府のいう安全保障と対比してどちらが安全度が高いかということである。私は社会党の考への方が、より日本の安全に寄与すると思えるので、その前案に立ち戻る。日本の防衛問題は、機械に依つていままで、外國から不正の侵略を受けた場合、國連からの措置があるまで、自ら支え得る力を自衛力と解釈して來た。然し、各種近代兵器の飛達は、その意味で自衛方式に機械を來していると思う。総理は日米安保条約の眞の目的はどこにあると考えるか。第一条によれば、先づ前段に米軍は極東の平和と安全

私は、あくまで日米安保条約の精神は、日本が、他から攻撃されないやうに、日本の安全を保障するのが主眼目と考へている。

(岸、総理)



に寄与するために駐留しとあり、後段ではじめて日本の防衛にふれている。これからみて日米安保条約は先づアメリカの戦略的立場から、日本に軍事的基地を求めているものと解されないか。

(五、一三、予、羽生(社))

日本が飛港条約当時安保条約を結んだ事情は日本としては日本の為と考えるだろうが、実際は米国の戦略的都合によるものではないか。第三国が米国の紛争を起した場合日本が攻撃を受けなくとも、極東の平和に必要だという理由で在日米軍は使用し得るわけで、米国の戦略的立場から軍事基地を提供している日本が、重大な立場に追込まれることになると思うが、それを日本が拒否し得る条件は安保条約中にはないと思う。この点はどうか。

(岸 総理)

今の安保条約第一条の極東平和に寄与する目的のために駐留軍が使用される場合に、日本と合議して決めることは条約上はつきりしていない。従つてわれわれが安保条約を検討する場合は、当然この点は問題にして検討すべきであると考えている。

(五、一三、予、羽生(社))

安保条約の改正に関連し、二年前、重光外相は重光、ダレス会談で、ただ形だけ対等、双務的であらばよいという持出し方でした。それから発展してわが国の海外派兵の予約をするようなことがあつた。総理の訪米に際し、国民はこの点を心配している。この点についての総理の考えを確かめたい。

(五、一六、外、曾根(社))

(総理の東南アジア及米回訪問についての所信演説に關し) 日米關係は平和条約、安保条約を中核とし、行政協定、相互防衛援助協定等一連の約定によるカンフランシヌゴ体制又は安保条約体制を形成しているが、その後、の日本をめぐる情勢の變化をどう判断するか

その点は重要で、誤解があつてはいけないので明確に申上げるが、私は全然、そういう意図は持たない。日本の憲法上許されないことである。

(岸 外相)

屢々述べた如く社会党とは根本的に考えが違い、安保条約体制を今廃棄してなくすることは現実に即しないものと思う。特に社会党が、これに代るものとして日、中、米、ソを中核とする集団安全保障体制を作るべきであるとの議論は、余りにも現在の国際情勢の實情



によつて、対処の仕方も変わってくると思う。総理は安保条約や行政協定は再検討すべき時期に来たと説明したが、どう再検討するのか、同時に又これまでの説明では、今直ぐ改訂する時期ではないとも云われている。こうしたあいまいなのでは国民は混乱する。米國では必ず特殊具体的に、これについての話をされると思うが先づ國民に、その扱い方を明確にされたい。

(一五 一六 本 佐野(社))

とかげはなれ、かかることが可能とすれば、それは安全保障体制そのものが不要になつた時代であると考える。

(首・外相)

(三) 防 衛 問 題

日本の防衛方針乃至安全保障方式に関するもの

今日の世界情勢に適応した安全保障は如何なる形であると考えるか、われわれの考えは日米ソ、中更に場合によつてはインドその他を加え、これら諸国間に絶対不可侵を基調として集団安全保障体制を確立することこそ真の安全保障であると確信する。政府としては一方的な軍事協力関係の推進だけが安全保障の唯一の方式と考えることなく、緊張緩和政策の推進が必要と思う。日米安保、中ソ同盟双方共解消できないような条件を作り出すことが必要ではないか。又日ソ国交回復に続くべき中共との国交回復はどうされるか、前

信を聞きたい。

西陣営の対立を緩和する向題については、私は対立緩和は最も望ましいと考える。日本は自由民主陣営の立場を堅持しているが、同時に共產圏に対しても国交の正常化をしたい立場から云つて、国連を通じてこの対立が緩和するよう、あらゆる機会に努力するのが日本のつとめと思う。中共との国交回復は現段階ではその時期ではないと思う。今日においては経済、貿易、文化等の面において、できるだけ関係を密にし、進めたいと致望と思う。

(岸 外相)



(二、五、本、初生(社))

政府は日本の安全保障について相受らず日米共同防衛を原則とする旨を述べているが、米国の原爆独占時代が去つた今日、かかる觀念は時代遅れの戦略思想である。中立国の比率が次第に増加していることは、米ソの濁中に入らないようにしたい諸国民の希望の現れとみるべきである。社会党は日本の安全を保つには米國のいいなりにならず、こりとマ中ソを敵としない自主独立の外交こそ幾千万の兩軍備より、はるかにわが國の平和と安全にためになると思ふのである。ついでには實向したいのは、ソ連も原子兵器を持つた今日、日米共同防衛、対米協調外交は米國の一方的利益になつても、わが國だけ危険が多いのではないか。陸上自衛隊一万人の増員取止めは

日本の外交及び防衛が、日本の自主独立の立場から決せらるべきことは同感である。原子兵器使用の問題は西院ではつきり国民の意見が表明されておるし、これが実現のためにあらゆる機会に努力している。原子部隊移駐の問題は、アメリカ新聞に、誤り伝えられたもので、米政府でもはつきり否定している。もし相談があつた場合は、自主独立の立場から処置したい。

(岸 外相)

わが対米外交の勝利を意味するのではなく、米國の対日要求が基礎と原子兵器に受つたためではないか。原子部隊の持込みを暗然にア解したためではないか。政府は近隣國がわが國に侵略すると考へてゐるのか。

(二、六、本、中田(社))

安全保障条約が現内閣のもとではまだ続くという前提の上で考え、総理は日本の防衛は日米共同防衛の建前を基礎としながら量から債へ転換していく、或は日本の自立防衛の完備の上に安保条約の改正を考へていくし、又米國の原子部隊進駐は断つてゐると云つてゐる。ではその自立防衛とはどう意味か、一国防衛の方針をとつていくのか、それとも、何らかの集団安全保障の形式をとつた防衛論なのか伺いたい。

今日の国際情勢からみて一國の力で自己防衛のできる國は米、ソの二國のみであろう。私のいう自力防衛とは日本の力だけで日本の安全保障ができるという考へではない、やはり集団安全保障に頼るわけで、それは國連の集団的な力によつて保障されることを一番望んでゐる。今は日米共同防衛の立場で、日本の安全保障をやつてゐるのだが、少くとも日本の方で一応の祖國の安全保障が可能、即ち米國との共同なくしてもしける状態まで日本



(三、二七、予、羽生(社))

一國の防衛を考える場合、ただ防衛力を高めるだけでなく、その國の周辺の國際緊張をやわらげていくことが必要で、それが眞の外資であろう。そういう意味では中米との國交回復なども重要になる。進んで中米の國連加盟を実現させ、或は中米、台灣間の紛争の端に総理が積極的に米國にゆきかけることの方が、防衛力強化よりも日本の安全に役立つと考えないか。

(三、二七、予、羽生(社))

の自己防衛をする、そして更に集團的には國連の安全保障の力によつて窮極の日本の安全保障が確保される状況にもつていきたい。

(岸、総理)

安保条約や行政協定の改訂に關する条件のうち國際緊張の緩和が一つの大きな要素をなすというお話には全然同感である。ただ今日においては日ソ間には國交は正常化されたが領土問題その他困難な問題が残つており、又中ソ同盟も現存している状況にあつては、中米の承認、台灣海峡の紛争解決に積極的に動く段階に達しているかどうかは、いろいろ意見があると思うが、私はこれはまだ困難な事情が较多あるという前提に立つて考えねばならぬと思つてゐる。

(岸、総理)

小滝長官は屢々自衛のための最少限度の防衛力は己むを得ないといわれるが、現行憲法内における自衛軍の限界はどこにあるのか、最少限度とは、どういふことで限度をきめるのであるか。

(三、二七、予、羽生(社))

(承前) 自衛のためといえは、防衛の限度は無限に拡大できる。他に脅威にならぬものというが、兵器発達の現代では脅威の限界は不明確で現行憲法のままでも戦力を拡大していける議論になる(憲法が守られないような政治態勢を築けていくことに対する不信から言うのである)。かかる議論からいふと戦力の無限拡大になるではないか。これを規制するものは予算上、財政上の規制だけというこ

これは表からいえば防衛力は必要最少限度の自衛の目的を達成するものであるべきで、従つて他國に脅威を与えるような換言すれば攻撃的、侵略的と解せられる程度のものこそ種類をもたない。さうすれば憲法の規定にも反しないと考える。

(防衛長官)

私は貴院には賛成できない。なるほど数字的に限界を設けることはむづかしいかも知れないが、日本としては國連の安全保障機構、またそれが十分でなければ現段階においては日米共同防衛を以て侵略に対抗せねばならぬという立場をとつてゐるので、日本の自主的な防衛には自然限度をもち得る(例えは戦時空軍の如きは持たない)。従つて現憲法下で一定限度の自衛力を持つという考えで進んで



とにらぬいか

(全 上)

一昨年、重光外相渡米の際の共同声明に「外務大臣は日本の防衛当局が策定した日本の防衛計画を説明し、この防衛計画は東京において引続き検討する」と述べてあるが、尔来二年余の期間が過ぎたが、この継続協議は行われなかつたか、それが現在検討されている日本の長期計画に引続いていくわけか

又、同声明に安保条約に関し「現在の安保条約を、より相互性の強いものにする為に両国間に協議する」と趣旨になつてゐる。この問題について両国間に相当の検討が行われていたか

(四、二四、予、梶原(線))

いる。

(防衛長官)

ご指摘の協議は防衛庁を中心として検討されて來てゐると思ふ(特別に委員会を作るということではないが)、防衛の基本方針や長期防衛計画は国防会議に付してきめるのであるが、国防会議では防衛庁試案を検討し、その外に広い見地からよく検討する。共同声明にあるような、より双務的なものにするという意味においての検討は未だ行われていない。

(岸 総理)

安保条約そのものについての交渉は外務省の所管だが、その基礎を作る意味において共同防衛の措置についての技術的な検討をしてゐる。

(防衛長官)

総理のいわゆる自衛権論は危険だと思ふ。自衛を名として先制攻撃をするが如きは、現憲法下考えられないが、直接急迫且つ不正な攻撃を受けた場合、最少限度の自衛力の発揮を禁じないとするとの最少限度の限界は、武器の発達上総理の言う如くであれば限界はなくなることになる。防衛理論上そうなるだろう。こうした議論でいけば、防衛的な核兵器も必ずしも禁じないことになり、そこに非常な危険はあるのではないか

(五、一六、外、曾祚(社))

自衛力の質及び量ともについてさういふ議論が成立つと思ふが、一体最少限度の力というものは、已むを得ず限られた自衛という範囲内で、それを裏付ける限られた力であろう。その力は数量的にいつて陸、海、空それぞれどれだけということも論議されるし、又質的にいうと飛行機のジェット機はどうだ、原子力のエネルギーによる飛行機が発達して來たらどうだという議論もでて、この問題も科学の発達、兵器の発達としては、量質両方から自衛の為に必要な最少限度の力というものが論議の的になると思ふ。それは無制限なものではないと思ふ。然しそれを具体的に線を引き、ということば非常にむづかしい問題であつて、これはお互に良識を以て解決するよりほか方法はないと思つてゐる。

(岸 相)



(訪米についての所信演説に關し)

政府は国防會議を屢々開きその第一議題たる国防の基本方針は已に確定した由であるが先づ國會を通じて内容を示されたい。なお長期防衛計画の策定も終つた由だが、これも基本構想を示されたい。池田蔵相は曾て吉田総理の特使としてワシントンに赴き、長期経済政策と国防計画につき論議を盡したが、今後の経済の見通し軍事、政治の変化を考え、当時のものを如何に改めるつもりか伺いたい。総理も日米関係において日本の自主性に欠くる所あることを認められてゐるようである。然らばその自主性とは何を意味するか、総理は安保条約や行政協定を改訂する目的にはその前提として種々の張慮を要すること及び要として、自衛力の増強その他の準備が必要と言われている。これは軍備増強、憲法改正

国防會議は最近一回開いたが国防の基本方針についての結論は出なかつた。これは次回に決めたい。長期国防計画は準備を進めていゝるが、まだ會議に附する段階になつていない。これは決して米政府に示すために急いでおるわけではなく、從來、これが決まらなかつたために予算編成や防衛向題について種々議論が起り、こういうことがはつきりして國民の理解を得なければ、眞の国防の目的が達せられないと思ふからである。

安保条約の改訂問題は、出来た當時は日本の防衛力はゼロであり、今は相当程度責任を担ひ得る限度に達してゐる実情から、再検討するのは当然と思ふ。又將來の理想としては、國運による集団安全保障制度の確立を期待しており、こうした考えから安保条約を再検討し、より合理的なものに改正する必要がある。

國家秘密保護法の制定に通ずると思ふ。又安保条約の改訂を双務的にすることは日本の海外派義務を負ふことになる。そして米の原子兵器戦略体制に依じて日本に原子部隊の持込みが行われることは明らかである。社会党の主張の如く外国駐留軍の撤退、軍事基地の撤去、自衛隊の増強停止、縮少、廃止、沖電、小笠原の日本復帰、日中国交の回復、日米安保条約と中ソ同盟の相互廢棄、日中、米ソを中核とする集団安全保障体制の確立、これ以外には日本民族を原子戦による全滅から救う方法はない。総理はわれわれと道を同じくする勇氣はないであらう。それならば、いさぎよく道を社会党に譲るべきである。

(五) 一六 本 佐多(社)

と考へる。なお双務条約にして海外派兵の義務を負うようになるとか、この機会に軍事同盟を結ぶとか、原子部隊の日本駐留を認めるとか、かかることは一切ないのである。

(首・外相)

今から五年前に個人の資格で米國に行き、要路の人々と色々話をしたが、個人の資格であつたし内容は公表しないことになつておるし、事柄も古いことなので、いま大藏大臣としての答弁は遠慮したい。

(池田蔵相)

長期防衛計画は、出来ていないことは総理の説明の通りであるが、防衛担当大臣としての考えをいえば、國力國情に依じた最少限度の自衛力を持たうというのが原則である。目下事務的に検討中だが、實際上、財政上、並に工業水準技術程度というものの制限がある。



(2) 核兵器の保持及び持込に關するもの

安保条約の締結当時と今日では、内外の情勢が變つており、又日米の永続的友好關係維持のためにも外国軍隊の永久的駐留は當を得ない(米の識者にもこの点を指摘しているものがある)。そこで単に安保条約第四条の規定だけで、同条約は變更出来ないと考えるのは不可である。安保条約改訂の方向を考えると政府は今後の防衛力は量より質だと云い、防衛問題では日米間に大きく一改して

で、結局来る数年の間に日本自衛力の根幹となるものを国力に応じて作り上げる考え方でいる。

(防衛長官)

防衛力増強に當つては、数量だけ増強しても意味をなさない。装備も最近の発達に遅れないよう科学的に研究することは当然である。ただ原子爆が日本本土又は附近に置かれることは体験上、国民感情上これは拒否したい。そこで軍備の質的向上を図る必要とこの国民感情とをどこで調和させるかという問題に達着すると思う。私は、今後大きな戦争が起る場合は極めて悲惨なことが起る。又

ると述べている。米国の戦略構想は原子力部隊による制禦力を重点に考えているので、日本に原子力部隊をおく要請があるかも知れない。政府は国民感情上これは断るといつまいるが、これと戦略上共同防衛でいくというところに基本的なズレはないか。日米共同防衛の建前でゆく限り、いやでも原子力を加えた防衛ということになりざるを得まい。果して自力防衛ということでも原子兵器を拒否し得るのか、もし成り立たないなら、今は持込を断わつてはいるが、引づられて日本地域に持込めを許すということになりざるを得ない。ジレンマに達着すると思うが、この点を明確に

(二、一四、外、曾根(社))

総理は日米共同防衛の立場をとると云つて

その他に局地的な紛争が發生する恐れがある。その際日本は少くとも自分で守る位力を持つべきである。それであらゆる科学の進歩に対する研究は進めるが、原子爆は人類の為不幸であるから、あくまでこれを拒否しない方向に、あらゆる機会を通じて実現していくことを考える以外に方法はないのではな

(岸 外相)

政治、外交の根定をなすものは国民の気持



いるが、米國と共同防衛の立場をとる限り米國の戦略構想が原子破壊に切替えられつつあるとき、米國が日本を守るためどうしても原子部隊を使用すると云つて来た場合、果して総理の言明の如く、これを断わり切れるか心配する（ヨーロッパのNATO諸國はこれを受入れる体制にある）、米國の立場から云えば戦争を制御する爲に必要だと追つてくるに違いないのだが、対米共同防衛の保守党として確固たる信念で断わり得るか、又沖繩に對する原子部隊に對しては、相談があれば断わる。然し他<sup>後</sup>権があるから相談がないかも知れぬと云われたが、沖繩住民も日本國民なので、國民感情から云えば沖繩にも置いてくれるはと断わるべきではないか。

（三、一、二、予、曾林（社））

世論に基くべきものである。日本國民の原子爆に對する考え方は、世帯どの國のものとも違ひ、強く原子爆に反對しているので、原子部隊の持込みは断乎として断わる決意である。又、沖繩についても同様の考えを持つてゐるが、然し同時に沖繩は条約上、日本の他の領土と違つてゐるので今日でも沖繩における兵力の移動等については相談を受けていない。従つて、遺憾ながら今の状態では、私共もどうすることも出来ない状態である。

（岸 総理）

総理は原子兵器の日本持込は断わると言明してゐるが、米國の部隊が原子兵器化することは明らかで、日本が拒むことはむづかしくなる（共同防衛の立場上）、総理の言の如く日本の安全は國際關係を良くし國連の安全保障方式でいくという始好にするならば、結局米國との共同防衛方式を止めて、日本が自主独立の外交及び戦略的立場に立つたとき、はじめて原子爆弾から解放された新しい方式になるのではないか。従つて外交の構想も軍事同盟方式を止めていくということが、ここから生れてくる必要がある。所見いかか。

（三、一、二、予、曾林（社））

原子力部隊に對しての日本の議論は飛躍してゐると思う。あの新聞報道（原子部隊日本進駐説）があつたとき、米國の國防、國務兩省はこれを否定してゐる。それを持込む構想もみうけられないし、又日本に相談なしには持込まぬと公表してゐる。こうした意味で持込を断わることには当然できると信じてゐる。よつて日米共同防衛を続ける限り、原子部隊は日本に來るといふ御意見には賛成出來ない。

（岸 総理）

核兵器と憲法の關係について質問したい。核兵器が日本に導入されることは憲法の關係或は國の与論、海外与論などからみて大きな

核兵器という言葉で示されてゐるものがどの範圍のものであるかについては種々見解が違ふと思う。われわれが防衛をやつていく上



向題になろう。核兵器の一部は通常兵器であるという議論も出ていて今日、外務委員会としてこの点はつきりさせておきたい。総理は従来核兵器は憲法解釈上持てないといつたが、防衛長官は政府の統一見解に極めて近い発言をし、全部が違憲とは思われないといつてゐる（註）。又、「わが国が自ら持つことは……」と言つて米軍が持つことは関与しないことだといふ逃避があるような気がする。このうち総理の見解の方を正しいとみてよいのか、又原水爆保有国では、国際的取極ができるまでは核兵器による報復力だけが現在唯一の防衛手段であるといふ見解をとつてゐるが、この点総理はどう考えるか。

（四、三〇、外、森（社））

「註」核兵器の保持と憲法との關係に關し、四月廿四日及廿五日の内閣委員会に於て、

秋山委員、八木委員の陳説に対し小滝防衛庁長官答へ

総理が、かねがね国会で表明して来たことから後退して自衛権の範囲内の有効手段として、しかも兵器の科学的進歩からみて、核兵器は持つてやうだ、取巻しないのだから、これは兵器発達の常識だといふふうに認めてゐるようである。恐しいことには兵器といふものはどんなおそろしいものでも、だんだん進歩すれば通常兵器化する傾向にある。よつてこの際、はつきりした態度を示さなければならぬ。本において各自衛隊とも、いろいろな形の核兵器を持つようになると思つて、この点も一、二度、伺いたい。

（四、三〇、外、森（社））

に、自衛の範囲内で科学的研究を進めて有効な装備を持つことは当然である。然しこれが他を攻撃する性質のものであつてはならぬと思ふ。従つて原水爆のようなものは持たない持つことは憲法上妥当でないといふことは、はつきり考えておかねばならぬと思ふ。とにかく核兵器と名が付けば、すべてが憲法違反だといふ議論も行すぎだと思ふ。同時にこの兵器について自衛権の範囲を逸脱せぬことが憲法の精神であることも明瞭である。そういう意味から研究した結果、統一見解として防衛長官が言つたことは正しいだらうと思つてゐる。

（岸 外相）

わが国はいま、米國から誘導兵器の供与を求めて研究してゐるが、これも攻撃兵器だといふ議論もある。核兵器といつてもその實際のものを検討しないで、觀念として核兵器は一切いけなないもの、核兵器と名がつけばいかに防禦的性質をもつものでも不可とすれば、日本の自衛装備を科学的進歩から止めてしまふことになる。兵器が進歩してゐるのにわが方は、いつまでも竹槍でいくのが防衛とは不合理だ。然し原水爆を中心とした兵器を自衛の名で装備することは明白に間違ひである。然し前述のように核兵器と称せられるものの中に純粋に防衛の目的を果すといふ意味のものもは装備しなければならぬ。核兵器といふ



核兵器と憲法に關する政府の統一的見解が大變あいまいであつたので、けさ總理に質問したところ長官の意見に近よつてゐるようである。政府の統一的見解の中にある内容は、何か將來核兵器を拵つための準備のようになされるが、どうか。

(四、三〇、外、森 (社))

範疇に入るからもういけなないといふふうに解説することは、兵器発達の状態から云つて適當でなからうと思ふ。

(岸 外相)

核兵器の实体は近年相当進歩してゐるようである。中には相当攻撃的な要素をもつてゐるようなので、ご指摘のような見解を表明したわけである。將來持つつもりかとの質問であるが、私どもの考えは再三国会で述べておる通り、それは単に憲法の解釈問題だけでなく国民感情から云つても、申出があつても絶対許さないと云つてはつきり言明してゐる。作戦的立場からいつても、この地域に攻撃の目標となるものを、そして十分反撃力をもたない、こういうものを持つことは、反撃上有利とは思はぬから、そうした意味に於て

政府として持込む意図は持つていない。

(防衛長官)

核兵器について防衛的と攻撃的との判断はなかなかむづかしいと長官も述べてゐるが、その目安はどこにつけるか、レンジによつて決めるのも一法と思ふし、或は政策で決めるのか。

(四、三〇、外、森 (社))

核兵器の取扱はどうか、装着の訓練などはやつてよいのか、NATOの例をみると米國は仏國に現物は供与してないが、戦術的に核兵器につけるようなことは教えているよ。うだ、国防會議に出す計画によると誘導弾等

政策ではなくて、その当時におけるいろいろな兵器の性能等を考へてやらねばならぬと思ふ。距離ということも確に大きな問題だが、かりに或る兵器が大量殺りくの兵器として使われる場合は、たとへ距離が少いにしても、それが自衛の最少限度を超え、場合もあるわけ、種々の角度から研究しなければならぬ。

(防衛長官)

政府の政策は核兵器は使わない考へであるから、そういうものをつけて使用する考へはない。新兵器の研究、開発という言葉は、それは誘導弾のようなものの研究をすること、それに使う爆薬などは在來兵器に使われたも



新兵器の研究はするようだが、現物は持たぬが現物をつける訓練その他はどうするつもりか。

(全 上)

核兵器の保有国、これから持たうとする面独などは核兵器による報復力が侵略阻止の唯一の防衛手段であるということ言っている。こういう傾向について防衛長官の見解を伺いたい。

(四、三〇、外 森 (社))

日本の安全保障とは單一的の面では国を守り通すことと思うが、前防衛長官は侵略の第一番に耐え米軍の来援をまつと述べている。然し核兵器攻撃で日本が潰滅した後の来援は

のを考えているわけである。

(防衛長官)

日本と欧州とは立場、国民感情などがちがうと思う。私どもは核兵器を使うことは考えていない。ただ核兵器による被害に対しては対処する方策は考慮しなければならぬと思うので、そうした面の研究はしたいと考えている。

(防衛長官)

自由陣営の一角が崩れることになれば、全般の安全を害されることなので日米の利益は一致する戦争がどんな形態で起るかによつて違ふが、日本としては出来るだけ自力の体制

何もならぬ。この点どうか。又米国では軍部以外の筋では日本への長期駐留は具合が悪いから、沖縄、小笠原以外は撤退すべしとの意見もある。防衛長官はどう考えるか。

(全 上)

政府は最近「憲法はすべての核兵器を拒否しているのではなく、ものによつては持ち得るのだ」という見解を発表しているが、これは質問に答えてこつたのだということなのか。世論は日米会談でもこの問題が中心になることは確実だとみているのだが、その真

を国力を考えて整える必要がある。然し大紛争となれば日本だけでは力がないので、結局相互に助け合はねばならぬ。それで日本は自力体制を備え他に頼る面を少くしたいと努力している。国防と外交は一体をなして進まねばならぬ。米国の国務省と国防省の意見が基本的に違ふということはないが、恐らく両省間に随時意見が交わされ、適當なところに調整される努力が行われていると思う。

(防衛長官)

憲法九条の解釈論として核兵器の所有が憲法で禁止されているかどうかという質問があったので、憲法解釈としての所信を明らかにしたもので、そういう解釈をしたということは何か政治的意図があるやにいわれることは私としても迷惑に思う。政策論としては核兵



意を明らかにされたい。

(五、一六、外、森 (社) )

器で日本を武装することはなく、原子力部隊の駐留は拒否することは従来の態度と変わらない。ただ憲法理論として質向があり、それに対して自衛権を憲法九條は否定していないこと、自衛権は或る種のを持たなければ侵略を排除できないこと、その力の内容は科学の発達、技術の進歩に適応した有効な自衛を全うし得るものでなければならぬわけ、原水爆は自衛の内容にならぬから許されないが、単に核兵器の範疇に入るから不可とは、憲法解釈としては行過ぎと思ふ。

(岸 外相)

「註」 岸総理は石解答と同趣旨のことを五月七日の内閣委員会に於ける秋山・八木両委員の便問に答えてゐる。

憲法第九條の自衛権とは非常に極限された

総理は自衛権の範囲で有効な装備をもつと

よく云うが、それでは憲法改正の必要もなく戦術兵器をもち得るわけで、憲法改正も必要はないのではないか。又新術にも原子戦下の体制、機械化、装甲化ということが云われており、それが自衛戦争に発展していくような原因とならぬように望む。

(五、一六、外、森 (社) )

もので他からの急迫不正の侵害を受けた際、それを排除する独立国としては最少限の必要能力をもつ作用であつて、明治憲法下において自衛戦争とかいつたものとは本質的に違ふものと考ふる。防衛力の激増について、量より質といつてゐるのも、装備が有効にされておれば本来限られた自衛の最少限度を果し得るからである。

憲法改正は自主憲法を制定する意味で現憲法を再検討するもので、民主主義、平和主義、人権尊重等の線を変へる積りはない。日本民族の基本法としてふさわしいものを作る趣旨である。憲法九條の改正については自衛権に基く最少限度の実力というものが憲法違反かどうかといふことで、常に論争になる状態におくことは自衛本来の趣旨から言つて適當でないと思ふ。こういう点をはつきりしたもの



核兵器の問題については総理は理論上の問題と政策上の問題とに分けて、理論上は或る程度容認できる場合があつても政策上は今向題化されているような核兵器を日本に持込もようなことはしない。私はこの理論上、政策上の分け方は別として、総理在任中は常識上核兵器といわれるようなものの日本持込は断じて受け付けないことを、ここで確認してもらいたい。政策は動くものであり、構成員が起るものであるから、私は以上の言明をこの機会に求めたい。

(五、一三、予、羽生(社))

を作ることは必要と考える。

(岸 外相)

過般米議論になつてゐることは要するに憲法上の解釈問題としては私は、核兵器の発進ということもあることであるし、自衛力の範囲として認められる限りに於ては、その実力としての兵器として認める。それだけの余地はあるということを示したのであるが、同時に、お話のような(常識的という意味はどういうことかわからないが)現在原水爆及びこれを中心として考えられている核兵器といわれるものは、今の憲法下における自衛権の内容として持込むことはこれは許されないことだ。政策的にもそういうものを日本の自衛隊に持たせることはしないのみならず、そういうもので武装されている外国軍隊の駐留も拒

否することは明確に申上げて置く。

(岸 総理)

米國から核兵器の持込が要請されたら断わるというが、今は平時でノーマルな状態だから比較的のん気に論議しているが、かりに一旦争が起つた場合に、それが直接であれ或は米國と第三國との関係であれ、實際上それを拒否し得る根拠をどこに求めるつもりか。

(五、一三、予、羽生(社))

安保条約の規定上からいえば、いかなる兵力を日本におくか、その他部隊の性格等について日本と合議するという根拠を示す条文はないと思う。ただ原子力部隊については当局は日本に駐留させる意思は持たず、将来において日本に駐留させる意思に反し、これを持つて来る考えはないことを声明しておつて、この声明が根拠になつてゐる。条文上は御指摘のように根拠はないと思う。

(岸 総理)

総理のいう如く防衛用の名において核兵器を保有し得るとするならば、日本は完全にアメリカの原水爆基地化することは明らかで

日ソ平和条約は非常に困難な領土問題が解決しない限りなかなか結ばない。然し国民の一致した意見である南千島は固有の領土とし



総理官明のコースをとるならば日ソ平和条約の締結、日中国交回復は不可能に陥るのではないか。これはAP電の伝える如く岸総理の個人的立場を強め、渡米に当つて沖繩、小笠原の施政権の返還、安保条約、行政協定の再検討、米軍の撤退を求めると當つては大きな反対給付の役割を果たすかもしれない。総理はかかる渡米話合の道具として、この核兵器の導入を候う考であるか。又、東南アジア訪問に當つては印度、セイロン首脳部とも、原水爆実験禁止のアピールをするやに聞くが、総理の憲法解釈では、これらの國に警戒心と不安を与えるだけではないか。

(五 一五 本 田畑(社))

政府が最近憲法の解釈にふれて或る種の核兵器は必ずしも現行憲法の禁ずるものでない

て主張する。この問題解決の爲にはソ連の我

國民感情に対する理解が深まることが必要なので文化、貿易の交流を通じて日本の奥情を理解するようにして日本の主張を実現したい。日中問題は屢述の如くに、まだ国交回復の段階にないと考える。いづれにせよこれは私の憲法解釈によつて支障にはなるものとは考えない。憲法解釈に対して批判は自由だが、対米折衝の具としていふのは曲解である。東南アジア訪問は、これらの國々の首脳者と世界平和増進、親善促進についてアジア共通の考えに立つて十分話合うつしりである。

(岸 外相)

前述のように、あらゆる観点から慎重され

と言明したことは、良識ある國民の納得できないところである。政策の問題としては、日本は核武装はしないし、米原子力部隊の駐留も断わるといふが、何故に憲法解釈にふれて、こういう幅をとつておかぬばならないのか。想像を逞しうすれば西独のアデナウアがソ連の追求に対しては核武装はせぬといひ、他方NATOとの関連では将来の問題としてドイツ軍の核武装の余地を残している。悉くいへば一つの問題を使い分けている例があるわけである。このことは原水爆の実験禁止の道義的要望の立場を弱めているのは勿論だが、何んとかく政府の防衛方針、外交方針に融れた根本的問題が伏在しているかに感ずる。政策としてはやらないといふが、然し現行憲法の解釈としても中とりをどうしておきたい意図が明瞭に出ているのではないか。近代戦争の

場に立つた故にしたわけ、それ以外に政治的意図とか訪米に関連させて云つたことではない。能く返憲法解釈として政府の統一的解釈を発表せざるを得ないし、その趣旨をくだいて試さざるを得ないようになったために所信を述べたのである。それ以上何等意図のないことを理解されたい。

(岸 外相)



出来る戦力を持たないというのが吉田内閣又  
東の解決であつたが、今や核兵器も或る種  
ものは持つかも知れぬという政策に融れた  
機であると思うので、その動機を明らか  
にす  
る必要がある。一部には訪米を前にしてこ  
ういふことをやつたのではないかと云うもの  
もあるので、明確にされる必要がある。

(五) 一七、外、首相(社)

(四) 日ソ関係

(1) 領土問題

対ソ関係は外相の施政方針演説によれば、  
日ソ共同宣言が出来たので日ソ間の問題は段  
階的に処理していく。又平和条約は国際情勢  
とみあわせて適当な時期と方法によつて進め  
るとの意見のようである。これは一概に反対  
ではないが、領土問題の基本的考えを表明し  
て貰いたい。へわが国の領土問題の処理につ  
いては、齒舞、色丹は實際上冊上げになつて  
いる。更に国後、択捉は鳩山内閣ではわが国  
有の領土といひながら必ずしも、わが主張が  
十分に反映していかつたので、参議院外務  
委員会を特に強い意思表示がなされた経緯も

領土問題については前内閣と同様に、国後  
択捉に關する領土権の主張は続けるつもりで  
ある。齒舞、色丹の帰属も共同宣言で、領土  
問題全体を解決するときでなければ解決しな  
いのであるが、結局、国後、択捉に対するわ  
が国有領土たる主張に立つて、日本への返還  
をはつきり決めることによつて、この領土問  
題は解決するといふ考えである。

(岸 外相)



ある)

(二、一九、外、曾祿(社))

国後、択捉以外の北の領土についてはどう考えているか

皇光前外相は白ソ間で、いかなる協定をしても自由であり、サンフランシスコ条約に抵触しないという一つの解状を表明していたが、この点はどうか

(二、一九、外、曾祿(社))

北千島については、サンフランシスコ条約で領土権を放棄してあるので帰属そのものは国際的会議によつて決めらるべきものと思う。われわれは放棄したという点だけで問題をめたじ、皇光外相はサンフランシスコ条約の加盟国が黙認している、異議を唱えてはいないという立場であつた解状をしたと思うが、私は黙認の事実があるか否かは明確な意思によつて決めるべきだと思うので、日本としては同条約で放棄したのだからその後の帰属は日本として決め得ない、同条約の加盟国に決めてもらうという態度をとるのが適当と考える。

(岸、外相)

外相の考えは日本から、もう一ぺん帰属の問題を主張することにならない、或は主張しない、全部関係国に委すというのか、(自分は日本としては、帰属問題は主張すべきものとの考えを持つが)

(全、上)

国後、択捉両島は日本固有の領土であることは疑ないことで、国民感情上、又法的にもこの両島は日本に返還を求めねばならない。然るに現状は同島に潜水艦、ジェット機等を配備して、日本に脅威を与える施設を設けているのは両国の友好と理解に苦しむ。近い将来ソ連との間に平和条約締結の交渉を開始すると思うが、その際は日本国民の気持を十分述べて、この二島の返還を要求すべきである。

さうに今の状態で、これは黙認があるからいいのだという解状はとらない、関係国の会議に付すかは別として、日ソ間の交渉如何によつてわが方が決めたいことにつき加盟国の意見を、改めて聞くというようは処置が必要と思う。

(岸、外相)

択捉、国後に対し、ロンドン及びモスコで、わが全権が主張したことは全国民の意思を代表したものと考えるので、日ソ国交の緊密化を図る上においてこの問題は是非ともわが主張を貫くべきものと思う。この問題は従来交渉で両国が真正面から一致しなかつたものだが、国交正常化により大使の交換、漁業通商問題、引揚着問題等が漸次解決されて友好関係の基礎ができソ連が、わが国民の考



と思う。総理の所見はどうか。

(三、一、予、木村(意))

総理としては日本の独立完成のために沖繩、小笠原の問題と同様に、北千島、南樺太の日本帰属を主張し努力するか、条約論だけではなく意見を伺いたい。(外務委員会でも一寸傾向したか)自分の考えでは、これは日本の領土としてサンフランシスコ条約の当争国にも主張すべきである。権利は放棄したがそれは誰のために放棄したかといえ、ソ連に対する放棄であるから日ソ間の話合によつては、主たる受益国たるソ連がよいと云えば、日本に返しても文句はない(形式的にはサンフラ

えに理解を持つことによつて始めてわが主張を貫徹する基礎が出来ると思う。そういう意味から日ソ交渉は段階的に進めたいが主張としては御説に同感である。

(岸 総理)

北千島、南樺太については日本としては、やはりサンフランシスコ条約をどう解釈するかによつて日本の主張に差違が出てくると思う。従つてサンフランシスコ条約の署名国に放棄した事実立つたものを考えたい。それで過日の外務委員会では、南千島は日本の固有の領土として平和条約でこれを解決したいこと。北千島、南樺太についてはサンフランシスコ条約署名国間で国際会議を開いて、帰属を決めてもらいたいと述べたのである。

(岸 総理)

ンシスコ条約国に対する放棄だが)という關係になると思うので国民感情からいえば、それを別途に努力すべきものと思う。

(三、一、予、曾祿(社))

北千島、南樺太の問題について総理は、これらはサンフランシスコ条約で放棄したものであるから、この領土の将来の取扱は平和条約参加国間の協議にまづべきものだと述べたことに同感である。(国民感情に基く政治的配慮の点は別問題だが)ただ前重光外相はこれらの領土は平和条約当争国に放棄したのであるから、これは平和条約と関連なしに日ソ間に取極め得ることは条約法理上当然であるとの趣旨を述べている(尤も政治的には平和条約当争国と話合するのは当然とつけ加えたが)この領土に関する基本的な考え方に国の責務

私の見解は南千島については、おが固有のものとして返還を主張し実現に努め、北千島及び南樺太の問題はサンフランシスコ条約で領土権を放棄したので、署名国間で帰属が決めるべきものと考え。重光前外相の意見は貴説のようなものと記憶するが私としてはやはり条約上の解釈として、はつきりしたところに基づいて日ソ間の領土問題を合む平和条約を、日ソ間に進めていくことが正しいやり方であると考える。

(岸 総理)



若の考えが表ることには非常に遺憾である。ついでには領土問題はすべて今後の平和条約にかかつているので、これらに關する総理の見解をうかがいたい。

(三、一三、予、梶原(録))

日ソ漁業交渉は行儀んでいるが、ソ連側では貿易問題の解決と関連させて問題を提起しているといわれるが、その事実があるか、領海は三哩が通念となつてゐるが、この度の漁業問題に關してはソ連は、いわゆる距岸四十哩を主張して曲げない。これがこのまま約束されて六年の協定期間中続けば、将来これが一つのソ連の領海としての通念になるおそれがある。この問題を農相は十分検討する必要があるのではないか。

(三、二〇、予、千田(無))

総理は、大使交換、漁業問題、通商協定等日ソ間の相互融和をはかつて後に段階的に平和条約交渉を進めたい。今年度内には交渉は再開しないという考えと聞いている。然し領土に關するわが方の最低限度は己に決まつてゐるし、交渉を先に延ばしても情勢の變化は不明と思う。現在継続審議のものを中断して放置して、先に延びれば延びるだけソ連の國後、状態占有の既成事実が積み重なつていく。共同宣言の文字にある通り継続交渉を、なるべく速かに開始するのが良いではないか。

(三、二〇、予、八木(無))

松本、グロムイコ交換公文に明かにされた

御指摘のような漁業と貿易問題をからませて申出てる事實はない

(岸、総理)

距岸四十哩という問題は公海における漁業の制約という意味から云つても極めて重大な問題であるので、この点については科学的合理的な基礎に立つた話合が当然なされねばならない。今回の交渉に當つても当然話題となるべきものなので、漁獲量の問題の後に融れる予定である。

(農、相)

なるべく早い機会に、再開した方が適當ではないかという御意見には別段異議はない。ただ従來の交渉経過からみても、この問題を解決するには十分両者間に友好親善の氣持が出来上つて、いろいろな基礎が出来ないと、ロンドン、モスクワでの論議をくり返すだけに終るので意味がないと思うので、友好關係が深まり、先方が日本の主張に耳を傾けざるを得ない氣持を作つて、問題を解決に導きたいというのが私の考えである。今年中にやらないと明言したわけではないが、今年中に必ず再開するとも明言できない。然し、放棄しているという印象を与えないようにしなければならぬという意見には全然同感である。

(総、理)

そのいきさつは実は知らないのだが、松本



領土問題の字句が、共同宣言から除かれたこと  
 とに非常に不安が起り、共同宣言批准承認の  
 際参議院は二つの付帯決議を付した。この決  
 議が外務委員会を通過した翌日、モスコイ放  
 送はこの決議は領土問題について日本が、勝  
 手な解状をしたと声明した。当時この真相を  
 重光前外相に質した処、外交が回復されたなら  
 は大使館も出来るので真相を調べると答え、  
 いまだにそのままになつてゐる。その後外務  
 省は調べたことがあるか、十分確かめてほし  
 いへさきの河野、イシコフ会談で八万十石  
 トンの約束をし、これは暫定的な話し合いと云  
 いながら今回の交渉では、これが大きな障害  
 になつてゐることからみて、モスコイ放送は  
 政府としても究明する必要がある。

(三、二〇、予、八木(無))

グロムイコ交換公文は、兩國の正当な権限を  
 持つたものの間に正式に交換されたもので、  
 これが生きていることは国際慣習上当然であ  
 る。よつてモスコイ放送如何にかかわらず、  
 日本としては交換公文の趣旨によつて主張し  
 得るのである。

(総 理)

若し将来、北千島、南千島の帰属について  
 乗港条約署名国が国際会議で決定する場合、  
 日本はワイロ宣言の領土不拡大の原則、ポツ  
 ダム宣言の原則をとつて、もう一度返還を申  
 入れるのは当然ではないか、どうか。

(三、二〇、予、八木(無))

将来帰属を決める国際会議が行われる場合  
 返してくれるよう申入れることは国民の希望  
 として差支えないと思ふが、ただ当然日本の  
 ものであるという法律的主張は条約を前提と  
 しては出来ないと思ふ。ただ帰属を決める場  
 合に、従來の沿革や關係を述べて日本に帰属  
 するよう主張することは、当然やるべきこと  
 と思ふ。

(総 理)

(2) 北海道近海漁業の安全操業等

北方漁業、特に齒舞、色丹、南千島、南樺  
 太附近の接岸漁業に従事してゐた漁民は、漁  
 場が狭くなつたために漁獲も半分以下に減り、  
 非常に困難な生活をシテゐる。これは日ソ交

北方漁業の接岸漁業の点については根本は  
 領土問題が未解決になつてゐる關係上、關係  
 者に不利不便生活困難を与へてゐるので、外  
 務省から領土問題解決前でも、ソ連で特に考

次の二頁と入る



渉の過程においても論議されたようだが片づいていない。そこで平和条約によつて領土、領海等の懸案を解決し、完全露業をなし得るやうにこの要望があるわけだが、それが直に実現しないとするならば、少くとも露舞、色丹等近海において露業が出来るよう多くの関係者が切望しているの、政府としてこの点折衝する用意と決意があるか承りたい。

(五、一六、吉田(社))

領土問題に關連する露業は色々あるわけだが露舞、色丹は日本に返還が約束されており、又同地域の露業はわが露業の大半を占めていた事情もあり、露舞、色丹の接岸露業、沿岸露業は直に交渉の対象になり得るものと考へる。従つて直に交渉し直に実施し得る部面もあると思ふので、この問題について直に交渉を始めるべきと思ふが、その用意があるか伺いたい。

(五、一六、外、吉田(社))

註レ、右のような北海道道海安全露業、乗捕漁民及渡船開放、千島引揚渡民優遇等について、農水委員会の六月八日の継続会議に於て質疑応答があつた。

(外 相)

懸するよう申入れているが、まだ解決していない実情である。政府としては今後できるだけ従来の従業者が、この地域で生業を営めるやう折衝せねばならぬと思つてゐる。同時に国内措置として農林、水産庁と十分連絡して、これら漁民に対する保護の方法も考へていかねばならぬと思つてゐる。

(外 相)

露舞、色丹は究極において日本の領土になることは共同宣言に明らかなので、共同宣言で日ソ友好關係が作られた以上この地域での接岸露業については、ソ連に考慮を促す根拠があると思ふ。この点については従来わが方から申出しておるが、満足すべき回答が来っていないので私としては、お話のように直ちにソ連側に考慮を求め、解決するやう交渉する考えである。

サンフランシスコ条約が第十二国会で審議の際、条約中の千島列島には南千島を含むかの質問に対し、当時の草業政務次官と西村条約局長は「合む」といふ答弁をした。これは政府の責任者がこう答弁しているのだから今の政府の見解では間違つてゐるといふことを取消する必要があると思ふ。

(三、二〇、予、八木(無))

政府委員が千島列島のうちに南千島を含むと述べたことは、クリールをうっかり千島列島と誤し、千島列島という日本人の言葉のうちには南千島が入るといふやうなことから導かれた言葉であること(衆院での質疑)、この説明に賛成されるか、又、一八七五年の樺太、千島交換条約に、クリールは南千島が含まれることがはつきりしめること、又今お話の

この問題については前国会で重光前外相が数度に亘つて、はつきり取消している。また条約の有力署名国たる米國もこの解釈について、日本が放棄した千島の中には択捉、国後が含まれないとの見解を明らかにしている。

(総 理)

御意見の通りに考へてゐる。

(総 理)



米国の見解等を根拠として南千島の所屬を立論しているのか、確認しておきたい。

(三、二〇、予、八木(無))

総理は北千島、南樺太の領土権は、日本はサンフランシスコ条約で放棄しており、現実にはソ連が占有している状態だ、その帰属は条約上決定していないと解釈されているが、不確定の状態でしかも日本が、それに対し何等の意思表示をしなければ占領しているソ連の占有状態を黙認することになりはせぬかと恐れる。従つて、やはりソ連には占有権がないことを日本からアメリカなりから、一応意思表示をしておく必要があるはしないかと考へる。

(三、二〇、予、八木(無))

日本は桑港条約で一応、この領土権を放棄している、ただ日ソ交渉においてはソ連側に対し先程申したような意思(帰属が決定していないこと)をソ連側に、はつきり言つてある。桑港条約署名国に日本の見解をはつきりさせたらしいというご意見は、考究してみたいと思ふ。

(総理)

### (五) 日中関係

(1) 日中国交正常化、国連代表権、ココム制限の緩和に関するもの

鳩山内閣当時は日中の国交回復は日ソ国交回復と併せ並べて建前としていたようだが外相の施政演説にはこの線が抜けているのは遺憾だ積極的努力が示されていない。中国との国交回復については、国際情勢からみても適当でないとか中共は国連に未加入であるというような理由を設けて、この問題に触れることを避けているようにみえる。この態度は矢張り日本の外交として大きな点欠けているのではないか、現状の認識と将来の遠視の上で立つて、やはり大陸中国と日本との間に国交を打立て、ゆくという基本的構想の上に立つてやるべきである。次回の国連総会の頃には中共の代表権の問題について可成客観情勢を要つてくるとも思われるし、ただ情勢まち

中国問題に關しては屢々述べるように、現在の段階に於てはまだ中共と国交正常化を圖るといふ考はない今日の状況においては、やはり貿易文化的な交流を深めていつて国際情勢とにらみ合せ対処するのが適当である、中共と日本との關係は非常に深いことは承知しているが、外交關係を削いでいくという方針をきめて進んでいく情勢には違してないかと判断しているのである、これは私の眞情である。

(外相)



ということではなく、一つの方向を達観して  
進み、次手をうつてゆく必要がありはしないか  
いきなり国交回復条約はできなければ現実に  
一歩進んで民間協定を政府間協定として貿易  
問題、外交問題を取上げてゆく考までいか存  
いものであるか。こうした点についての外相  
の心構をききたい。

(二、一九、外、曾根(社))

外相は中国との国交回復について今直接政  
府が積極的の手を打つ考はなく、然し貿易、  
文化等については横上げていくという考と承  
つてゐる。私は現段階においては政府のそう  
いう態度に賛成である。ついでには両国民相互  
の理解を深めるために芸術、絵画、演劇等の  
交流を深める為に、文化的な代表を互に交換  
する考はないか、そして、それらの代表に対  
しては指紋、旅券等について便宜を図る考は

あるか。

(二、一九、外、竹中(社))

鳩山内閣当時経送等の口約に国交未回復国  
との国交調整という一項があり、曲りなりに  
実現したのは日ソ国交調整があるが、中共も  
国交調整をはかるべき国に含まれてしたこと  
は重光前外相も認めていた。然し岸総理は中  
国との調整は、未だ時期でないとして全然向  
題にしていないし、通商代表部の設置、支松  
協定の締結、貿易の拡大にも消極的である、  
共産連営との国交調整によつてアジアの緊張  
を緩和したいという外交方針は、どうなつた  
のか岸内閣になつてから対米協力を中心にす  
る方針に変わったように感じられる、変わったな  
らば送挙によつて国民の批判を受けるのが筋  
道ではないか、総理兼外相にききたい。

(三、一九、予、吉田(社))

今特に貿易文化に関する代表を日本と中国  
間で交換する考はないか個々の問題(医者、  
専門技術者の交換等)については適当な計画が  
起れば受入れていくという段階だと思ふ具体  
的な事例について相談を受けたいとはつきり  
した意見も述べられない。

(外 相)

鳩山内閣時代の考え方の一番のゆりいは日  
ソ国交回復でこれは実現した、又チェッコ、  
ポーランドとの関係も回復してきた、中国と  
は貿易至密関係は推進するが、これを承認し  
国交を開く段階ではないと屢々述べている、  
わが国は国連の一員となつたので国連を中心  
として、これを通じて、東西の緊張緩和に  
努力していくという考で一貫している、その  
上で国交未回復国とは情勢に応じて国交を回  
復していくことは当然努力すべきことと思ふ、  
中共との貿易増進については国交正常化の段  
階ではないので民間レベルの話し合を進め貿易  
を増進するのが適当と思う、その為に通商代  
表部を相互に設置するのがよいという結論が  
でていることは聞いてゐる、たゞ日本におく



中共に対する今後の外交方針は相当明確に打出されている、現在の方針はそれによいとしても日本の立場から考えて、台湾の問題、中共の問題をほぐしていく役割は日本外交のもつ最大の役割であると思う、そういう時期が来ることをわが方は促進し、努力してゆかねばならない、中共、台湾の問題或は社会党のいう新方式の安全保障体制にしても、単に覚派だけでなく世界的規模にながって、はじめて解決されるものと思うので、二大政党は基本的に意見の違ふ点は別とし、一つの共通

中国代表部に公的資格をみとめることは法律的に困難（指紋の問題）なのでこの取扱を調整して通商代表部を互において通商貿易を増進する方向に、なるべく便宜のよう処置したい考でいる。

（総理）

点を見出す為努力するよう希望する。

（四、三四、予、梶原（録））

中共への輸出禁止の緩和は世界の輿論である自由国家群の結束を乱さない為の配慮もありアイゼンハワー大統領が緩和の方向を記者団に発表し且というが、これは社会党年末の主張に合致して満足である、今問題は米固から緩和されたわけであるが政府は根本的にどういう政策リテをするのか、従来政府は対中共貿易は是れは否かという態度を示して来たが、このア言明にどういう用意があるか、然し米固から緩和はするが中共承認などは固る、その意は強力するかと念を押されたときはどう答える積りか。

（四、一八、外、森（社））

日本と中華人民共和国との国交回復問題に

中共貿易促進上、ココム、チンゴムの制限緩和は政府は一貫して米固と交渉して来てい、本年初の非公式に制限強化について米固から打診があつたときも、わが方は緩和の方向に行くべきことを主張している実情である、中共に対する関係は現段階では国交を正常化し、これを承認する意思はないことは屢言の通りで、アメリカから念を押されたからというだけでなく、われわれの立場から未だ承認すべき段階でないという信念に立っている。

（外相）

中共政府の承認問題について過激社会党の



ついでには総理は、まだその時期に非ずとし、その理由としては米国の態度と国連における中国の代表権の問題未解決を理由へ台湾の問題もあろうか、の主ななるものと考えていると思ふ、かゝる考でいく以上日本には何等自主的な政策や中国に対する長い目で見た大きな方針は全然なく、たゞ客観状勢待ちということになりはしないか、総理が訪米の際当然議題となると思ふか、この日中国交問題についてはむしろ米国の希望なり、サゼンシヨンなり意見を述べるという考はないか

(五、一六、外、曾祿(社))

訪中使節団と中共代表との間に「その段階にまで来ている」と声明したが私はまだその時期でないと考えている。国際情勢がその一つの大きな理由であることは言うまでもない、たゞ日本はアジアに位しアジア全体の平和が世界の平和の上に重大影響あることは言をまたないので、わが国の立場から、われわれ自身に公正な意見が国際上に重要な発言となるような国際的雰囲気を作り出すことにしなければならぬということが私の根本的考である。米国の会談ではわれわれの考を卒直に述べる必要があらうし米国の意見もきいてみる必要がある、いづれにしても国際情勢の変化待ちという消極的態度でなく、アジア最重要問題の一であるこの問題に対しては十分検討していくべきだと思つてゐる。

(外 相)

日中問題については単なる情勢待てなく、米国の会談では日本の気持等にも触れて話するといふ発言をアとする、なお、AAGグループの考は、それ／＼ニユアンスがあつても、やはり中国を自分の仲間と考へ、中共に向いてゐることは才一回のAAG会談でも明らかであつたそれ／＼と米国に対し大所高所から正しい議論を教えるという態度でほしい、例えは代表権の問題でも何かの取引として大きな情勢に反するような約束はしないでほしい、大勢は米国のかたくなな方針に不利になつてゐるのだから、又コゴムの問題では大勢からみても米国及自由諸国の利益からみても、中国をソ連及ソ連圏に迫る政策は間違であるからチンゴムの大中緩和等については、どうしてもトップレベルの話を具体的に進められたい。

(五、一六、外、曾祿(社))

国連における中国の代表権の問題は、種々の点から検討する必要がありその上で態度をきめたい、コゴムの制限緩和については従来から日本も一貫して主張してきた、米国の程度緩和の提案をしてゐるが、これは日本の主張と相当の崩きがある、加盟国中にも日本と同じ主張の国も少くないのでこれらと協調してパリの委員会でもわが主張が実現するよう努力する、米首脳部と会談の際にもわが要望を理解させるよう努める。

(外 相)



日中国交について総理は、貿易は盛んにするが中共と外交関係を作るが考はない、対中共問題は国連の線に沿っていくといったが国連の線というのが自由国家群の指導者たる米國に追随することであるなら、「国連加盟後はその一員として自主独立の外交を展開する」と呼号したことと全く反することになる事実上の問題としては中国の本家は中共政権であり國民政府の立場はそのうち弱っていくだろうから日中国交回復は時が解決するという態度をとるのか、少くとも米國に向つて米中接近日中友好こそが自由諸國の利益になり平和を守る所以なることを説得し、その仲介の勞をとつてもいいことを申入るべきである。それなら社会党も文字通り超党派的に協力する。過激訪中の社会党使節団は共同コミュニケに於て社会党は二つの中国を認めず台湾の処理は内政問題であり、台湾をめぐる国際緊張は

社会党の中華人民共和國を直ちに承認し、これと外交関係を閉けとの主張に対しては根本的に考を異にするのを遺憾とする。現在においてではかゝる段階に達しているのと認められない。われわれは国連の一員として世界平和のため各國と協力する立場をとつてゐるが、国連の現状は中共の代表権を認めず、又過去の対中共侵略決議を取消してゐない状況なので直に中共を認めようということは責任ある政府として到底できない。

(首、外相)

関係諸國の間で平和的に処理すべきであり国連における代表権は中華人民共和國に対して承認すべきであると述べ中国はこの主張を歓迎した。わが党はこの方針を米國にも説明し説得を試みるつもりである総理の判断をききたい。

(五、一六、本、佐多(社))

わが國に於り最も基本的な至濟的の必要は貿易の拡大であり、しかも対米片貿易を是正し、至濟自立を達成し、貿易を拡大し、至濟繁栄をもたらすためには中国の貿易の必要なことは論をまたぬ、中国側も至濟建設をすゝめ、人民の生活水準引上のため日本との交易拡大を望んでゐる。特に建設資材、機械の需要は大きいので日本は中國に輸出市場を求めねばならぬ、この為には、ココム、チンゴムの制限程度が必要だが日本は西歐諸國に優先し

中國の貿易増進ははからねばならぬ、その為にはココム、チンゴムの制限が支障を来していることは同感で、これら制限の緩和少くともチャイナ、デイファレンシャルはなくするよう一貫して米國及び参加國に提唱して来た最近、米國から或程度の緩和提案があつたが、それは、わが主張と相当崩さがあるので、あらゆる機会に米國に反省を求め関係國とも連絡して日本の立場から強く主張をしており、

(外、相)



てパリ会議においても米本國においても盡力  
に主張すべきである總理の覚悟をききたい。

(五、一六、本、佐多(社))

(2) 社会党訪中使節団と中共側との共同声明に関するもの

二大政党内閣は總理も、これを支持されこれ  
が民主政治のゆき方として一つの道であるこ  
とは当然だが、現実論として両者間に共通面  
が必らず、特に外交問題において然りである  
内閣が交代する毎に外交政策が変わるといふ二  
大政党内閣は少くとも民主政治の発達した國では  
例がないと思う、外交の一貫性継続性からみ  
てもそうだと思う、然し現在の世界情勢にお  
いて政党内閣で根本的に意見の違ふことも当然  
あり得るわけだが、具体的な対外活動の問題  
になれば、国家的立場から考へるべきである  
う、今回社会党の首脳が中共で意見を交換し

二大政党内閣で特に外交問題で大きく共同の  
広場をもつべきであるという点は全く同感で  
ある、両者間に今日の国際情勢の見方に違  
いがあることは、已むを得ない点もあろうと  
思うがよく両者間に話合ふ認識を共通ならし  
めることに努力へべきだと思う、社会党の訪  
中使節団の声明については、帰国してからよ  
く真相をききたい、然し特に今回のことが対  
外的に及ぼした影響というものは私はそう  
重視してはいない、何となれば社会党自身の外  
交方針は、かねて公表されておることでもあ  
りこれは周知されているからである。

(總理)

たなかたに、新方式の安全保障の問題や台湾の  
処理の問題についてはわが國が現在とつてい  
る考へ方方針と相当開きがある、總理が訪米  
して防衛体制を協議する一方、社会党が別個  
の安全保障について意見の交換している、こ  
れは対内的、対外的に割切れぬ感じを与える  
總理の所見はどうか。

(四、二四、予、梶原(緑))

四月二十二日、社会党訪中使節団と中共政  
府当局との間で合意されて発表された所謂共  
同声明の内外に及ぼす影響相当重大であるか  
ら政府はこの際明確に所信を述べることとは  
時宜に過ぎたことと思う。のでその重なるも  
のにつき願向したい。

才一に声明に「現在の情勢に鑑み日本と中  
共との間に速かに正式に、全面的に国交を回  
復すべき段階にきたと認める」とあるが、私

私は訪中使節団の人々と帰国後話をきいた  
が、その意見によると国交回復については根  
本は声明の如くであるが、それに進んでいく  
には一挙に国交正常化に進むことはむづかし  
い点もあろうから、いわゆる積重ぬ方式によ  
つて正常化の方向に進むべきだとの補足説明  
もあつた。政府の考は、すでに国会を通じて  
屢々言明しておる通り貿易増進は積極的によ  
るべきだが、国交を正常化し外交関係を漸く



この事は相当飛躍した考と思うが総理は、かゝる段階に達したと認めるか又日本国民がどう考へても合理的で適当であると考へてよいか、先づこの基本的な問題について答弁願いたい。

(四、三〇、外、津島(自))

才ニ貿易に關連する問題として、声明には中日間の民間協定は速かに政府間貿易に發展せしむべきであるとするが、従来政府の方針としては貿易促進、文化の交流は、かりに国交が正常化しないうちでも十分措置をするということであつた、ついではこの積重ね方式の一

つとして、共同声明に示唆されているように政府間の協定に移す考へがあるか(貿易の才四次協定が主たるものと察せられるが)尚序に對中共貿易制限の緩和について對米交渉の現状を併せて説明されたか。

(四、三〇、外、津島、(自))

才三に、台湾問題について共同声明は二つの中国は認めない台湾は中国の内政問題であると端的な表現をしており又國連における代表権の問題にもふれている、これは日本と台

段階には達していないとはつきり申している通りである。理由としては日本は國連に加盟して國連中心に世界平和を増進することを方針としており、國連は中共の代表権を認めていない、一方台湾政府とは条約によつて正常關係にあつてこれは國際信義上尊重せねばならぬのであつて共同聲明にあるように台湾問題を内政問題として台湾を含んだ中国全体を正当政府として國交を開くという段階にあるとは考へない。

(外、相)

民間協定を政府間に移す問題は貿易協定に關するものだが、いわゆる才三次民間協定はこの五月に期限が切れるので才四次協定を民間で話合がなされている、私は民間レベルで才四次協定が結ばれることを希望する(前述の根本的考から政府協定は適当でないと思ふ)

對中共貿易制限緩和の問題については日本としては緩和の要望を米國に申入れて来た、この四月にアイゼンハワー大統領が記者会見でその方針を述べ一つの提案を加盟國に送つて来て日本にも通報があり、これを検討したが日本の要望とは相當の齟齬があるようである、この案はパリの會議で検討されるのだが、フランスは更にこの案より緩和(チャイナ、ドイツ、アレンシャルをなくするよう)を要求する案を提案して、これは、わが従来の方針と一致している、このフランス案と米調を一致して進んでいくつもりである。

(外、相)

日本は中華民國に正式の使節を派遣し國連に於ても有カメンバーとして協力している、互にその政府を尊重し友好關係を深めていくことは當然なものと信じる、台湾との間に



湾との友好条約や、サンフランシスコ条約体制にも背馳した意見と思う、今、台湾問題は極めて微妙と云るべきである、同時に国共才三才合作が進行し、その更進は明るいという情報もかんばんで台湾政府もその国民も不安の念にかられていると思われる、私はこの際台湾中華民国政府に対する政府の方針をはつきりさせたい尙台湾米の輸入を約束しなから実行されないで、中共米を輸入したというケ一スも耐いていゝ事は微細のようだが政府が台湾に關心が薄いという印象も受けるので、台湾と中共との関係という基本的な点から一歩進めて政府の対台湾方針施策について伺いたい。

(四、三〇、外、津島(自))

次に共同声明にある集団安全保障の問題は、日米安全保障の問題とも関連する重大問題な

ので政府の所信をききたい、又アジア、アフリカ会議の沖ニ回を早期に開催すべきであるとの結論がでていたが、これは今日の中近東その他の国際情勢からみて、削いて果して有意義かどうか検討を要すると思うので政府の所見をうかがいたい。

(四、三〇、外、津島(自))

(3) 未帰還者の調査に關するもの

未帰還者は行方不明も含めて大体五万人と稱されている、これらの人々の将来はどうなるか、海外に向つて調査を進め、国内でも家族を救つてやうねばならないが政府は、これ

は具体的に問題が色々ある台湾米輸入の問題もその一つであるが、指摘されたケ一スは、日本が非常な豊作であつたというその後の事実に基づき日本側の内部の事情であつた。又中共から輸入したのは昨年度の米作状況がわかれない以前に入れた米で必ずしも台湾から入れず中共から入れたわけではない然し西側の貿易上友好上支障を来したことは事実なので、誠意を以て解決するよう努力している。

(外、相)

いわゆる日、中、米、ソを入れた四国の安全保障体制を作るといふ考え方は今の国際情

勢からみて、もし出来れば国連の姿も世界の情勢も違つていゝらうと思ふ、従つて現在の段階で、そういうことはでき得ない状態と思ふ、アジア、アフリカ会議才ニ回会議の開催は、加盟国の意向をきかなければならず、中共と日本だけではきめられない問題である、アジア、アフリカ全体をみると、スエズや中近東にいろいろな問題が起つていゝ今日これを削くことが有意義であるかどうかよく検討しないと判断できない情勢と考ふる。

(外、相)

在ソ邦人については駐ソ大使に着任後速かに消息を明かにするよう命じてあり特に引揚について厚生省の担当官を大使館員とし、モスコに駐在させ仕事を進捗させるつもり



に具体的方針があるのか明示されたい。

(三、一、予、千田(無))

である。中共残留者については厚生省で各個  
人について資料を整えたものをジュネーブで  
わが総領事から中共総領事に手交して協力を  
求めるつもりである更にそれを促進するため  
に引揚特別委員会の委員の人々に行つてもら  
うのも方法と思う。私はこういう人道問題に  
ついては或程度政府向で話合うことも辞すべ  
きものではないののではないかと考え、一日も  
早く消息を明かにしてこれらの人々の帰還を  
促進したい。

(首、外相)

現在中国には消息不明の邦人約四万人が居  
るといわれているが、総理も人道上の問題と  
して引揚促進に努力していると言明している。  
然し、これには日本側も人道上の義務を果さ  
ないと効果はない、私も関係している民間団  
体は近く日本にある中国人の遺骨四百体を近

中国人の遺骨送還については従来遺骨慰霊実  
行委員会が非常に努力して相当な結果を得し  
ているのであるが政府としてもできるだけ完  
全に速かに実現できるよう努力する、四百体  
の送還についても、政府は出来るだけ力添を  
し、人道的立場から当方の気持を理解して賛

く送還する計画であつてへ已に四十体を送還  
した。これに対しては中国紅十字会も感謝使  
節を日本に送りたいと申込んで来てゐる。こ  
れこそ人道的に問題を解決する窓口と思ふの  
でこの遺骨問題を契機として在華邦人の消息  
調査の交渉に当つてはどうか。

関係の民間団体(平和三団体、慰霊実行委  
員会等)は国交回復前であるために政府に代  
つて折衝に當つてゐるのだから政府も、これ  
ら団体と懇談の機会をもち政府も力を入れて  
もらいたい、亦七次送還の機会に政府の誠意  
を先方に伝ひたいと思ふので、この点ききた  
い。

(四、四、外、竹中(社))

在華未還者調査に關する政府の意向を知り  
たい。

(四、一、外、竹中(社))

い先方の協力を求めることについても理解を  
深めていくようにしたい。

(外、相)

現在戦犯者として拘禁されてゐるもの四十  
四名(うち数名最近釈放された)ほかに残留  
者約六千名(大部分が中国人の妻で、一時里



註、この外遺骨送還についての政府の援助、努力未帰還者調査のための国会議員の派遣等について竹中委員、海野委員から種々質疑が行われた。

在華邦人の引揚問題、遺骨送還の問題等に対し政府は国交未回復であるから政府は責任を負い得ないという立場をとっているが、この種の人道問題については国交未回復でも当然政府が責任を負う問題ではないのか、国交未回復の理由で手が出せないという国際法上の理由はあるのか、政府が当然やるべきで、

それをチェックする理窟はないと思うので、この点見解をききたい。

(四、一一、外、梶原(録))

こういう問題について政府が進んでやうてどこからも文句のでる問題ではないと思う。現にジュネーブでの交渉も国と国の折衝と思うので何も遠慮する必要はないから名実ともに政府が責任を果されてはどうか。

(四、一一、外、梶原(録))

帰りの問題が起つている)の外、状況不明者三万名、又、ほかに在中共邦人遺骨の收拾についての要望がある。これらは、いづれも人道問題なので、速かに解決を要するものだが、国交未回復なのでジュネーブ駐在の日中双方の総領事間で折衝している、政府としてはこのジュネーブ交渉に並行して、この問題促進の意味で国会議員が中共に赴いて努力して貰うことは結構だと考えている。

(外務政務次官)

国際法上不可という、はつきりした国際法なり国際慣行もないと思うが、一般に国交未回復の場合においては国の政府が直接交渉することは、できるだけ避けるというのか従来慣行のようである。従つて直接接触をさけて、ジュネーブでやうているその外、両方の赤十字がやるといふ慣例になつている。

引揚のような人道問題について政府間の直接交渉は勿論差支ないので現在ジュネーブの交渉もその意味である。たゞそのやり方として、さしあたりジュネーブにおける接触を一本にして、ほかの接触はさけるという考をもつている。これは一にかかつて国際間の諸般の事情を考慮したものである。

(外務政務次官)



(六) 日韓關係

(1) 抑留者の相互釋放に關するもの

最近金公使が帰任したので本格的に日韓向  
題について話合が始まると伝えられるが、始  
める考であるか。

(二、一九、外、加藤(社))

日韓交渉は長い経緯を呈しているが、今日最も  
切実な問題は釜山に抑留されている八百数十  
名の漁夫の釈放問題である。これは前内閣も  
非常に努力したが、その後の交渉では韓国側  
はこの問題は其他諸懸案と同時解決を主張し  
て来た、然し我方としては、これは人道問題  
で国民感情上、これが先決であると主張し、  
折衝の結果先方の意見も容れ大村に收容され  
ている韓国人釈放にからませて解決を圖つて  
いる、相互釋放をして続いて日韓会談を開催  
し懸案の解決に達す。その為には久保田發  
言とか財産請求とかの問題については従来  
の行がかりにとらわれず公正に解決したいと  
思っている。なお釈放に關して一点、日韓間  
に意見の一致しない問題がある、それも金公

使が本国と打合せて来ている筈である。

(外 相)

国民感情を融和する上で役立つと思ことは  
できるだけ取上げ実行して日韓間のもつれを  
ときたい、日本の防衛体制は韓国に対する意  
味は毛頭なく、民族の平和と、ひいては極東  
の平和のために考えていることである。

(外 相)

日韓關係の打冊には、裏側からも手をうつ  
て国民外交をする必要がある、先方と感情上  
あたたかく接觸する必要があろう、努力され  
たい、又町の演説会などで再軍備がないから  
韓国に竹島を取られるというような演説をす  
る人がいる、韓国に対する威圧のために日本  
は再軍備するのだという考え方に外相は賛成  
するかどうか。

(二、一九、外、加藤(社))

日韓交渉の現段階と將來に対する總理の見  
通しを承認したい。

(四、一八、外、佐野(自))

日韓問題は長い懸案で特に昨年来、釜山に  
抑留されている漁民の即時釈放要求を中心に  
両国間に話合をすすめた、当方の釈放要  
求に対して先方は大村收容所の韓国人との相  
互釋放を条件とし、この点は国内的解決はし



たのたが韓国側は釈放に次いで全面的日韓会談を開始する問題の検討を持出している。その内容としては久保田発言の取消、財産権の問題、それに最も六かしい李ラインの問題などあるわけだがこれらを現段階で双方の満足するように見通しをつけることはできない。正式会談で討議しなければ解決しないと思う。然し抑留漁夫の問題は人道問題で速かに解決を迫られている。「会談が再開すれば合意に達し得る」という見通しをつけようとするれば釈放問題が解決しない、そこで漁夫の釈放と会談再開の見通しと、どの辺で見切をけるかの状態にあると思う。帰国中の金公使が帰国したので、若し先方が新しい条件を出すことなく今までの打合せの程度でやるといふ線が出れば漁民の釈放と会談の再開が始まると思う。

(外相)

抑留漁夫を早く帰す為には財産請求権などを取引に使うとか何か手をうつ考はないか、又抑留船舶に対する補償、留守家族の慰藉などについての政府の考もききたい。

(四、一八、外、佐野(自))

取引したり、譲るべからざるものを譲つたりする考はない、日本から考えれば、理由なくして長く抑留されることとが不合理なことである、しかし出来るだけ解決したいと念願している、補償の問題は農林省が主管の下で実情を調べ救援の方法は講じている、將來も満じなければならぬと考えている。

(外相)

韓国問題の解決にはオ三者の介入、仲介も打崩上考えてよいのではないか、総理訪米の際、アメリカの仲介を要請する考はないか。

(四、一八、外、佐野(自))

そうした考はもっていない、私は訪米前には何んとかして解決したい考だが、金公使が帰つて来て従来の態度に変更がなければ現段階でオ三者の斡旋を求めなければならぬという事態ではない。

(外相)

日韓關係は歴代内閣の努力にかゝわらず打崩の道が見出されていまい、やり方は實際ま

日韓尚ほ兄弟の国である、自分も韓国代表との会談で友好關係の樹立を目標に会談をし



づ、できるところからアプローチしていくというやり方であった。それも、わかるが基本的な関係について、根拠となる点について両国首脳がよく話合おうというアプローチの仕方は、日米間のみならず、日本が将来に亘つて友好関係を閉くべき国との間になさねばならぬこと、思う。日韓関係についても、こうしたアプローチの仕方を考えてみられる意思はないか。

(四、一八、外、杉原(自))

釜山に抑留されている邦人に対するわが方の保護、权益擁護についてはどんな措置をと

つてゐるか。

(四、一八、外、梶原(録))

日本と韓国との国交は不幸な関係にあるが先方はわが方に在外公館をもつて在日韓人を保護する立場をとっている、わが方も少くとも抑留邦人の保護のために小さいながらも公けな機関を暫時先方に置くとかを当然考えよけと思ふが、なぜできないか向うに調査にいったこともないようだ、向うが来ているのに何故こちらからはいけないのか実情をききたい。

(四、一八、外、梶原(録))

ている、然し兄弟の町柄は或意味では他人との間の争いよりも深刻な場合がある。韓国との間にはそんな関係でもある、今の李大統領は至歴、思想からいつて、非常に日本と緊密にいさ得ない状況にあるので首脳者が好意を以て話合ふ気持ちが双方にないと、なかく、会談もできないので今直ぐ首脳者会談をする考はない、然し今後正式会談も閉けば両者の気持ちも、ほぐれるだろうからその段階に於てはお説のようなことも考える必要がある。今はお説のアプローチする、もう一つ前のアプローチが必要である段階と思う。いづれにしても日韓恒久の関係樹立を目標にあらゆる面からもう少し努力してみたい。

(外 租)

不法抑留を解除することに努力を続けているが、それが実現していない、その意味では根本的な権利の擁護をしていない実情である、然し抑留邦人の生活状態を緩和し慰向については慰問品の差入とか生活状況の改善について韓国に申入れ、又国際赤十字社を通じて反省を求めるとか努力している。これも十分にいつていないので根本は解放実現に務めている。

(アジア局長)

韓国代表部が日本にあつて、わが方に、それに応ずる機関がないことは、まことに片手落ちで不合理である至極としては連合軍司令部に対して派遣されていた各国代表部が駐日公館に切かわつた際、国交未回復の韓国代表をどうするか問題になつたのだ、だが韓国の希望もあり、将来相互主義にするという原則の下に韓国代表部を引続き認めたとその後、わが方は機会ある毎に在韓日本代表部の設置を要求したのだ、先方はわが代表の安全保障に責任を



先方に正式な代表部を置くことが、この際困難としても抑留邦人の実情を臨時調査するとかそういう程度のこととは少くともやるべきだと思う、なお外相も政務次官も人道問題は口にされるがそれに伴う具体的施策は欠けて

持てぬとして拒否している、これに対しわが方でも在日代表部の取消しの気運もあつたが隣国たる日韓間が現在のよ様な事態にあるのは面白くなく、これを打開するには不自然でも一方的にある韓国代表部を利用して接触の道をとつておく見地から撤去を求めるとは実現しないでいる、韓国側も会談を再開して問題を片づければ直ぐ外交機関が崩れるとして、在韓日本代表部の設置を認めていない、できるだけ早く国交回復措置を実現してこの問題を片づけたい。

(アジア局長)

いるのか一つの欠陥であると思う、やはり小さいながら具体的な措置を外交上、行政上打つて行くことが必要と思うのでこれは一応是非考えてほしい。

(四、一八、外、梶原(録))

政府の説給によると相互釈放することには異議がないところまで来ている、会談を再開して順調にいくように話をしているというが、この間に商連がないのなら、すぐ釈放したらいいと思う、釈放が実現しないところをみると、会談再開後の問題が順調にいかぬかどうかについて見通を得たい。

(四、一八、外、吉田(社))

当面の目的は人道問題である抑留者を早く釈放することである、然し釈放しても直ぐ又次の日から抑留者が双方に生る可能性があるわけなのでその問題を片づけるため日韓会談を再開して抜本的に根を絶つ必要があるわけだ、従つて今の構想では、抑留者を釈放すると同時に引続き早い機会に日韓会談を再開して根本問題を片づける話が進んでいるわけである、再開の時に直ぐ又行諾するのは面白くなく、ある程度見通をつけていきたい気持ちから幾分そういう点に考慮を払っているが、しかしこれにも限度があり才一の目的である抑留



柳苗者とその家族の接護の問題は従来問題になつてゐるが近く釈放するからということ、本人の保護、向うでの保護なども十分でなかつた、この問題は起つてから既に数年になつたわけだし、その保護措置を立案すべきだと思ふ、この点政府はどんな手続を進めてゐるか。

(四、一八、吉田(社))

すぐ釈放が実現するということ、臨時にやつて来たということだが現実に相当長くなつていて家族の窮状も甚しいわけだから臨時

のものを單に続けるというだけでなく、一層接護を強化する措置を考えてゐるか。

(四、一八、吉田(社))

日韓関係打崩について総理は、はつきり所信を述べてほしい、自分は三月比島バギオで開かれたMRA会議に出席して韓国有力者と打明けて両国問題を懇談したが、席上感じたことは、韓国人は過去三十数年に亘る日本の支配に感情のもつれをもつてゐることがはつきりわかつた、自分達は、この会議の機会に謝罪すべきものは謝罪し両国感情の緩和につとめて相当効果を挙げたと思ふ、総理もこの委員会を通じ誠意ある発言をして韓国民に訴えてほしい。久保田発言は、日本人が韓国人に非常な優越感をもつてゐるという印象を与えてゐるのでこれは撤回すべきものと思ふがどう思われるか。

着の釈放に主力をおきつゝあるところでは不み切りをするというのか総理の説明の趣旨と思ふ。

(アジア局長)

留守家族、或は本人に対する接護については従来必ずしも十分でなかつたが臨時に見舞金を出し又本人に慰問品を送る手配をしたのが実情である、臨時のものでも毎月、さちんと出すのではなく大体三月おきに政府から接護金が出てゐる、最近はず年未出したので、この三月末現在くらいでもう一回接護措置を請ふるよう農林省主管で進めてゐる。

(アジア局長)

でき得る限り早く釈放を実現したいと考へてゐるか接護の点もよく研究して期待にどうよう努力する。

(外務政務次官)

過去において日韓会談が数回行われたが、その都度六かしい問題に達着して行愾んでゐることは極めて残念である、行諾りを検討してみると各々夫々の言分があるわけだが、私としては日本に關する限りは従来主張にとりわれず将来の友好の基礎を作る意味において、現実に即して公正な立場から謙虚に話合をして問題を解決したいと金公使にも申してある、お話のように精神的に誠意を示すことが必要で、われわれの方からそうした態度を示さねばならぬと考へてゐる。久保田発言なるものは政府を代表した発言ではないしその意味で取消のことは否かでないことをはつきり金公使にも申してあるさらに又同発言か



(四、三〇、外、<sup>加藤</sup>菅林(社))

政府を代表したものでないとしても日本国民の感情を表現している」と韓国側に響いていることは残念であるから、卒直に撤回することを国会を通じて明かにしておく。

(外 相)

日本側の財産権請求問題は色々の法律的解釈はあろうと思うが日本は敗戦しサンフランシスコ条約を了承したことでもあるしこの際は総理が積極的意思發表されてはどうか、個々の人達が困ることは同情するがこれは国内問題として政府が善処することとして日本が韓国にいつまでも請求するという態度、疑持は矢張り日韓関係上暗礁となつてゐるわけだからこの点総理の所見をうかがいたい。

(四、三〇、外、加藤(社))

財産請求権の問題は双方の法律解釈が正面で食い違つていてそれで会談行詰りの一つになつてゐる、私は従来の解釈を堅持して動かまいとすれば行詰りは明かであるので、従来の主張に拘泥しない、それよりも現実に対応して公正な見地から両国の長い友好関係を作り上げる必要があるとの見地をとつてこの問題を処理するつもりである。

(外 相)

海上自衛隊は所謂李ラインで漁船が不当に

防衛長官は法規上は総理大臣の指揮の下に

だ捕されるのを安耐としてみてよいのか未然に防ぐよう措置するのがその任務ではないか、防衛長官の意見をききたい。

(四、三〇、外、海野(社))

海上部隊を出動できるが、私どもとしては国防を包うし、日本が平和に発展していく為には紛争の拡大は困るし何としても、なるべく実力行使はせずに平和外交で日韓問題を解決する方針であるので自重している、重大な関心はもつていて、出動が悪い結果を齎さないことになれば、とつておくという問題ではない、たゞかゝる措置は才一次的には運輸省の海上保安庁の所管であり、それで足りないとしき保安庁の船が自衛隊の指揮下に入ることになつてゐる要は根本にさかのぼつて、そうした紛争の起らない措置を外交手段によつて実現したいと希望している。

(防衛長官)



(2) 留守家族の援護に関するもの

日韓交渉その後の模様はどうか、(金公使が  
帰任した申だが)相互釈放は岸首相の渡米前  
に実現する見返しであるか。

留守家族の家族、船舶に対する補償救済見  
舞金支出の状況をききたい。

(五、七、外、佐野(自))

相互釈放、それに引続き日韓会談を再開し  
諸懸案を片づける方式について文書を交換す  
ることになり、その字句等について打合せも  
了している、字句の一点についてわが意向を  
申入れていて先方はそれを検討中である。従  
つて総理が渡米前に解決する目途で交渉して  
いる。

留守家族に対する見舞金は一定方式がある  
のではなく三ヶ月毎位に月一万円位の割合で  
農林省主管で支給している、船舶については  
大体保険制度があるので、それに基づいて救済  
が行われている、保険に入っていない船舶には  
水産庁が主として融資その他の方法で援助し  
ている、船員家族には本奉に相当するものは船  
員保険で救済されている

(アジア局長)

韓国留守者の相互釈放は外遊前に実現した  
いと申されているが、その時期は違っている  
必ず実現するか。

又、留守者の権護についても外遊前に閣議  
を取扱を規定すると言明願えるか(三十年十  
二月以前の取扱に直すとか、帰還して後の取  
扱はソ連引揚と同様に取扱うべきこととはつき  
り権護措置をさめて日々支給する等)

(五、十六、外、吉田(社))

(註) 留守漁夫及びその家族の援護措置につい  
ては吉田委員と政府委員との間に詳細な質  
疑があつた(五月十六日附、外務委員会  
議録参照)

米國に行く前には是非解決する決意をやつ  
ている、韓国代表の人権運動の關係で多少遅  
れる事情もあるが、渡米前には是非実現した  
い。

過敏私は關係当局に対し援護措置について  
万全を期すよう方法を講ずるよう申つけてあ  
るが未だ報告をきいていない。これは急を要  
すと思うから検討して趣旨にどうしようした  
いと思う。

(外、相)



(七) 原子爆禁止に關するもの

原子爆の実験究極においては人類直接の破壊と何ら異りはない、平和利用上にも一つも必要はない。これは日本が率先して人類の平和と幸福のために中止を唱道すべきものである。海軍の自由とかの爲ではなく、この新しい問題に取組む必要がある。前外相は国際法は今日そのままではないと述べていたが、外務省は進んでこの問題についての新しい国際法規を出す位の考で研究を進め、その結果を国連等で強調すべきではないかと思ふ。外相の所見はどうか。

(二、一四、外、石黒(録))

原子爆実験禁止はわが国民の最大の関心事で国民も政府も英國の行う実験阻止に努力している。がソ連の態度に注意する必要がある。昨年国会で禁止決議が可決された際ソ連は、

この決議に最大の敬意を表すると発表したが、その後、直ぐ(八月三十日)実験を行い実験が更に続いている。日本各地の放射能が増大している。クリスマス島の実験は勿論阻止せねばならぬが、これだけでは片手落ちになる。ソ連の無警告な実験は世界人類のため阻止するよう声を大にして叫ばねばならぬ。日本が中心になり国連によびかけ、その他各国にもよびかけ世界いづれの国たるを問わず原子爆弾の禁止をなせしめねばならないと思ふ。総理の信念を伺いたい。

(三、一一、予、木村(自))

先年ビキニ向進の際、関係者は三十億円の損害賠償要求をするよう當時の岡崎外相に要求した。だが米国は国家賠償に依せず見舞金の名のもとに七億足らずの金を日本側に支払っている。今後、米国のネバタ実験、英國のクリスマス島実験

原子爆の使用又は実験は人類に破壊を齎すものであるから、これが禁止には、あらゆる面から努力する、国際法上では、これは新しい問題で、これが直に憲法かどうかを決することはむずかしい。指摘されたような国際法理が樹立されることは望ましいが国連における状況をみても單縮問題も一向進んでいない現況である、然し、この考は十分研究してその実現に努力したい。

(外 相)

原子爆の禁止は單に日本の被害だけから言っているのではなく全人類のため云つてゐる。国連において、まず禁止の第一歩として管理制登録制を主張したのも、そこに根拠があるわけである、私どもは対英抗議と共にソ連に對しても実験中止を申入れをした、どの国に對しても人類、平和のために、これをなくすためにソ連に對しても措置をしてゐる。

(総 理)

クリスマス島の実験に對しては強く抗議している、やめない場合、わが國に損害を生じた場合には英國政府が責任として損害を賠償すべきものと考えている。

(総 理)



が追つてゐる。この場合日本が被害を受ける場合、見舞金というものは受取るべきものではないと考える。この点今から心構をもつべきだと思ふので総理の所見をききたい。

(三、一二、予、千田(無))

参議院は三月十五日英国のクリスマスマス島に於ける実験予告を前にして左記原水爆実験禁止の決議を全会一致を以つて可決し政府は、これを関係国に伝達した。(註一)

原水爆の禁止に関する決議

本院は、さきに「原子力国際管理並に原子兵器禁止に関する決議」及び「原水爆の実験禁止に関する決議」(註二)を行い、国際連合並に関係各国の善処を要請したが、原子力の国際管理に関する適切なる措置は、いまだに講ぜられていないのみならず、原水爆の実験はあるいは無警告に、あるいは予告を伴いつつも、なお依然として続行されており、近くは英国政府が日本政府の再三の要請にもかかわらずクリスマスマス島周辺において新たな実験を実施せんとしていることは、はなはだ遺憾にたえない。

本院は原子力の利用を専ら平和的目的に限定し、今後原水爆の製造、使用及び実験を一切禁止するため、国際連合並に関係各国が速かに有効適切な措置を講ずることを重ねて要

望するとともに、事態をこのままに放置するときには、放射能物資が、人類の生命に救い難い危険を生ずる程度にまで達することを憂へ、英、米、ソ連及び米國に対し深甚な反省を求め、予告の有無にかかわらず、現に計画中の原水爆実験を中止せんことを要請するものである。

右決議する。

(註二)提案理由(近藤議員)賛成演説(竹中議員(社)、石黒議員(緑))、政府側発言(岸総理)の詳細は三月十五日参議院会議録第十四号参照

(註三)

参議院で採択された原水爆の禁止に関する決議は、今国会で採択されたものを含めて前後三回に及んでいる。

又一回の決議(昭和二十九年四月五日、全会一致可決)は、ビキニにおける米國の水爆実験(今年三月一日)とそれによるわが國漁船の放射能灰被災事件が直接の背景となつてゐる。決議文は次の通り。

原子力国際管理並に原子兵器禁止に関する決議

本院は、原子力の有効な国際管理の確立、原子兵器の禁止、並びに原子兵器の実験による被害防止を實現し、その人類福祉増進のための平和的利用を達成する如く、国際連合が速やかに適切な措置をとることを要請する。



右決議する。

(発議者 八木秀次外二十六名)

オニ回決議(昭和三十一年二月十日、全会一致可決)は是の決議以後もソ連における強力な実験が行われまた  
ニ米英におりも近く実験が行われる事懸念に充分な注意を喚起したものである。なお是の決議は実験に伴う被害の防止に言  
及したに止つたが、この決議は実験の禁止を訴えたものである。決議文は次の通り。

原子水爆の実験禁止に関する決議

本院はさきに「原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議」を行つたが、近時原子兵器  
の向題は、国際向の重要案件となり、米、英、ソ等と始め、各固それぞれが或程度に苦慮しているもの、  
一昨年(一九五二年)に於ける米国の水爆実験につづいて、最近ソ連においても強力な水爆実験が行われ、  
更にまた今春は米英兩國によつて大規模の実験が行われると伝えられる。

結局は人類の破滅を招来する原子水爆の製造及び使用禁止はわれわれの強く懸望するところであるが、  
国際向に有効な措置が確立されるまでの間、その実験禁止に關して、国際連合並びに關係各國が  
すみやかに有効適切な措置をとることを要請する。

右決議する。

(発議者 小澤彬外十四名)

原子水爆実験禁止について政府が国会の決議  
並びに総理の決意を世界に示されたことは心  
強く思う、ところが對ソ申入に對するソ連の  
回答(三月二十七日)に對する外務省情報文  
化局長談は国会の議決や総理の從來の態度に  
比して後退しているのは遺憾だ、即ち、オ一  
はロンドン軍縮会議にわが国も名をつらわた  
三國提案では登録制の実現を主張している点  
である、登録制とは実験を前提としている考  
え方である、これは少くとも世界に對して、  
わが方の全面禁止の主張の後退の印象を与え  
る、オニに実験禁止に實際に効力ある方法は  
米英兩國と同調し得る仕組であることが必要  
と述べている点である、これは国際政治にお  
ける偏向の立場を示している日本が英米の立  
場で原子水爆禁止向題の解決を考へること、は、  
日本国民の眞意を代表する外交方針ではない  
と思われるが外相の所見はどうか。

実験の禁止ということについては一貫して  
日本の主張を貫いている、たゞ英國もさうだ  
がソ連も対立した国際情勢においては相手が  
やめない限り、止められないとし、これがむし  
ろ平和を維持する一つの道であるとの態度を  
とつてゐる、それでどうしても、実験を止め  
る方向に持つていくとすれば三國の間にも、自  
制せしめる方向にいく外方法がない。実験の  
登録制はお説の如く理論上徹底しないものか  
あることは自分も認める、然し無制限に行わ  
れる実験の人類に及ぼす被害を考へると、自  
制及禁止への目的を達する方法として、登録  
制が考へられた。登録制によつて事前に実験  
を明かにし、あらゆる方面から批判、考慮が  
払われることになれば自然に禁止の道に近づ  
くものと考えている。

(外相)



(四、四、外、竹中(社))

クリスマス島の実験を禁止させようと努力している際に国連等で登録制度を進めていくことはクリスマス島での実験を中止させるに役立たぬのではないかと、米ソ英三国で首脳会議を附いて中止について協議するのが一番有効な方法と考えるが、どう思うか。

(四、四、外、吉田(社))

登録制の問題は国際情勢上オーストラリアの制度を作るといふ将来に向つての課題であるクリスマス島の実験中止については特使も派遣してあらゆる努力をしており先方は中止するとは申ししていないが先方も「日本は登録制を唱えているから英国は通知しているからいいではないか」という意味の応酬はしていないので、Eと自由主義国を守る方法として実験は中止しないという一息張りである。日本国民の気持は理解しているようなので英政府を反省させる努力は続ける。登録制度は経緯のようになり三国が対立している現状で三国が同一方向に一歩でも進むようにとの意味で提唱しているわけである。

(外、相)

(四、四、外、吉田(社))

外相の答弁では、クリスマス島の実験を中止させ、今後も中止させることについて全然新しい構想が述べられていないので、二、三質問したい。(1)日本のカツオ、マグロ協同組合からの対英禁止要請に対する回答中に実験の行われる水域は日本漁夫の伝統的漁場でないとの言葉があつた。政府は英国のこの考え方を直させる努力をするか。(2)禁止の爲の三国首脳会議を開くことには賛成だと云われたが、その開くことに、どういふふうに努力するか。(3)実験による放射能の弊害が人類に如何なる危険を及ぼすかを世界に訴えることは禁止実験の爲の大きな足がかりになる筈である。遺伝学者、原子物理学者等の声明、調査の結果を政府も大きく利用して世界輿論に訴えることが必要と思うが、外相はこの点でいかに努力するつもりか。

英国の云う漁場の認定についての回答は殆んど揚足とりのようなものなので先方に理解させるよう努める。三国首脳環の会談によつて何らかの協定が出来ることは望ましいと思つているが三国間を会談が開ける機運は今のうちにみえる然し三国が協定して禁止するの方向は、禁止もできにくいのでその方向に向うよう努力したい。

(外、相)

放射能についての科学的研究による証明はあらゆる機会にやらねばならぬ、お説の如くこうしたものを利用して世界の世論を盛上げて反省を求めたい。



原水爆の実験を禁止せしめることは現状では  
事実上六かしいことは了解するが、それをや  
る為には種々な方法が必要である。実験の繰  
返しは人類の遺伝にいかなる効果をもつかを  
実証して大國の首腦者の良心に訴ふることは一  
番大事と考える。この方面についての研究が  
なおざりになることは非常に注意せねばなら  
ぬ。然るにわが國の現状では遺伝研究所に対  
する至費は僅少で研究も十分に出来ないので  
考慮されたい。又ストロンチウム90を産出す  
る為には或は将来火葬者の骨の灰の一部提供を  
命ずる法制も整備を要しよう。要するに実験  
を蒙つたわが國の示し得る實際上の影響も學術  
的に調査することに対し財政的、法制的に考  
慮されたい。

（四、四、外、石黒（録））

ノ連は原水爆実験の即時禁止を主張してい

全然同感である、かかる研究が促進される  
よう努めていく。

（外 相）

る。今度の回答にもわが國に、その主張に同  
調を求めている私は禁止の主張に対しては、  
その申出の裏にどんなことがあろうと全面  
的に言葉通りに同意して疑われない態度でい  
くことな原水爆をもつ國のこだわりを解いてゆ  
く上に必要な段階と考える。この問題は将来  
必ず又出てくる問題であるから総理の深い考慮  
を願う。

（四、四、外、石黒（録））

原水爆実験禁止協議会には国際抗議船団を  
派遣する動きがある、これは坐込船団のよう  
な無謀な生命に危険を及ぼす性質のものでは  
なく、危険区域外を廻って、世界輿論に向つ  
て実験禁止を訴ふる趣旨のものである、これ  
は政府も了解して阻止しないように願う。

（四、四、外、竹中（社））

そのような趣旨のものなら（従来は坐込サ  
約なものときいたのでそれは常識に反し方法  
として適当でない）と懸念したが（内容を検討  
し措置したい。

（外 相）



いわゆる抗議艦艇が危険区域に入った場合  
英例はこれを實力を以て追払う権利があるの  
か(国際法上、権利はないと思う)又その場  
合日本政府としては法律を以て之を禁止する  
ことはできぬと思う、法律の面はどう考へる  
か。

(四、四、曾祿(社))

ソ連の主張、英國の主張、更にはバーミン  
グダム会議における米英首脳の発表をみると  
登録制度も或は当面の実験禁止に向に合はぬ  
感がある、自分の意見としては軍艦委員会登  
録制度に決つたことは不幸なことだと思つ、  
禁止或は中止を叫ぶべきときに軍艦委員会の  
一つの議題として当面性の乏しい、或はむし  
ろ逆効果の考へられるようなものばかりを追  
わす、新たな観点に立つて米、英、ソに対し  
協定を作らせる具体的な努力が必要と思つ。

題上会談も一方法と思つ)かゝる実験禁止  
の協定を作る眞剣な努力と交渉を双方に向つ  
て強調することをやつて貰えまいか。

(四、四、外、曾祿(社))

日本は核兵器の実験禁止を要請しておつて  
その後軍艦十一回総会ではカナダ、ノルウ  
エーと共同して登録制の提案としている、そ  
の内容がよくわからぬために国内でも種々意  
見がある、国際的にもソ連は登録制に反対し  
米英はソ連の賛成を前提として賛成するとい  
うふうに見えるかまぢくである。ついでには日  
本国民としては登録制の内容、目的というよ  
うな点で判断に迷つてゐる現状なので政府の  
意見をききたい。

(四、一八、外、永野(自))

源、研究を要するか、公海上に広く禁止区  
域を作つて長期に亘つて遮断するということ  
は国際法の慣例かうといつても私は知らない  
公海自由の原則からいつて、これは正当づけ  
ることは出来ないとと思う。

(外、相)

源水爆の実験禁止については、あらゆる台  
理的な方法によつて世論を高め、保有国の反省  
を求めていきたい。登録制については、前の  
総会でそれを禁止の第一歩として提案しこれ  
がロンドン軍艦委員会を考へられてゐるこ  
とは当然だが、この登録制にこだわつてけい  
ない三國間に実験を制限し禁止することに  
いての話し合、協定が出来ることには望ましいこ  
となので、そういうことに對して日本として  
今後有効な手段と努力をしなければならぬと

考へてゐる。

(外、相)

核兵器の実験禁止については國民の強い意  
思として米英ソに反省を求め又國際輿論の喚  
起につとめてゐる、ところが現実には核兵器  
をもつてゐる國は実際上止めようとしなけ  
通告し或は無通告で、しかもこの実験を正確  
に探知し得ない。この際に実験禁止の方向に  
向けたい。そこで禁止の第一歩として実験を  
事前にかに、はつきりさせる、そしてこ  
れに對しての処置を考へる余裕と時日を待つ  
ようにする意味で登録制を提案したのである、  
目的は実験禁止を実現させるために現在の段  
階、軍艦の空襲全体を察してやつたことである。

(外、相)



総理の説明によれば登録制は、ソ連の言う如く実験を肯定しているという前提の下ではなく、全面的禁止の才一步としてやつているのでこの二つの提案には矛盾はないと了承してよいか、又

新聞によればロンドン軍縮委員会に日本から意見書を出しているというが、それはどんな趣旨のものか。

(四、一八、外、永野(社))

われは、あくまで実験禁止を目標としていたのでソ連の言う如く実験禁止を合理化し、これを承認するという前提に立っているのではない。

われは、が国連で提案した登録制の向違がいま、軍縮委員会で審議されている、日本はその小委員会のメンバーでないのを求められて意見書を提出した。その趣旨はオ一に、国連科学委員会若くは国連内に新に委員会を設置して核爆発の探知が可能かどうかを検討させる、探知可能なら国連の勧告によつて実験を禁止させ、探知不可能の場合は国際的探知機構を設置して探知を可能ならしめようとするものである。オ二に核爆発実験が探知可能となるまでの間は、南保国は実験を行ひ得ないようにする又前記の委員会は実験実施区域外の人体その他に甚しい影響を及ぼすおそれありと認めるときは、その旨を国連に報告し

総会又は安保理事会は実験の中止を勧告し得るようにする。要するにこの見解は単に登録制の実施を以て足れりとせず探知の面から又人体その他に対する影響の面からも核実験の禁止、中止を実現させる趣旨である。

(外、担)

日本は核水爆の実験禁止、核兵器の放棄をどこまでも主張している国である、登録制度はこの禁止とは逆の方向に行くものではないか、禁止のための登録ということは矛盾ではないか。

(四、一八、外、竹中(社))

少くとも事前に国連のよくな世論の中心となるところに登録することにすれば、それに對する批判も起り、実験国に反省を与え、目的の制限とかやり方に方法を考えさせるとか一つの引っかけが出来る、一挙に禁止できれば望ましいが国際の実際は、どこまでいかに、理論的にみれば矛盾ではないかという御説を必ずしも否定しないが、眞に禁止の実現を考へ禁止できないとすれば少くとも回教をへらし、その被害を最少限度に止めるために努力するという意味であるから登録すれば幾



政府として、実験禁止問題について、その大目的と禁止実現の具体的段取について苦心のことはわかるが禁止と登録との間に矛盾あることは理論上体相も認めているから追及はしない、然し禁止に關しての高い非常に広い人道的見地からの主義がややもすると弱められる危険が、しばしばあることを特に注意して行動されたい。政府がロンドン軍縮委員会に提出した文書の中の文章にも日本の主張が弱まるおそれを感じるところがあるので外相の注意を求めたい。

(四、一八、外、石黒(録))

らやつてもよいという意味で提案しているのではない。

(外 相)

政府が実験禁止を唱えているのはお話のような高い人道的見地から主張している。たゞ實際的に有効な解決をしたという見地から理論上は不徹底な禁止と矛盾している感を与える。登録制という提案をした。實際世界の各国の事情をみると、自国のすることに口出すのは内政關係だという口吻の國が實在する。従つて國際機構として一つの制度にすれば國際問題として取上げられることに存る。こうしたことを念頭において提案しているわけだ、然しお説の通り日本本来の主張と反することはないように十分注意したい。

(外 相)

政府の原子爆に対する態度は思いつきである、例えば実験禁止かと思うと国連では登録制度を出し又人道的立場から米、ソに申込、今日は又探知ということを出して、今日の段階はかゝる思付でなく大きな構想を作る段階である。

マクミラン英首相は今日の世界の平和は英米兩國が侵略に対して強力な阻止兵器を持つてゐることに依存してゐるといつてゐる、われは世界の平和は核兵器だけで保たれてゐるのではなく人類が戦争を欲しない気持がそれらの政府を動かしてゐると思う、この点は、どう考えるか。

(四、一八、外、森(社))

私は終始一貫人道的立場から禁止を主張している。たゞこの信念を到達させるための手段としては実行的な有効手段をとつていくという考のもとに進んでいる、私は登録制は実験禁止と相反するものと思わないし、政府が思いつきで色々やつてゐるとの批判も当らなうと思う、又マ首相が言つてゐることを一々尤もだと引下がる考はないあくまで日本の立場として自由愛好國の立場をとつてゐる核兵器の優越性が平和維持の唯一の手段であるという見解そのものには承服してゐない、お話のような点が非常に大きな動力であり、そういう見地に立つて平和が維持されねばならぬと思ふ、然し現実の問題から云つて、とに角、まだかのバランスが平和維持の一つの力であるという考え方が、すべての國の頭から抜け去つていないという事實は現実の事實として、われも否定できないと思つてゐる。

(外 相)



原水爆の実験禁止は、わが国民の熱烈な念  
 願であるから国際司法裁判所に提訴すること  
 が有効ではないか、提訴の理由としては、原  
 水爆実験そのものが人体に害を与えるおそれ  
 があるから国際法違反であるという点（一九  
 五一年の集団殺害防止に関する条約、毒ガス  
 禁止の条約の精神からみて尚題となり得る）  
 次に公海自由の原則と、原水爆実験のための  
 危険区域の設定が広地域に亘り且つ長期に及  
 ぶこととの関係から国際法違反のおそれがあ  
 るという点を尚題としてはどうか。

（四、二四、予、八本（無））

「註」右のほか放射能に關する科学的資料の  
 整備について熱心に質疑が行われた。

わが国の原水爆禁止の呼びかけは、非常に  
 効果をおさめたと思う、英米は相当追込まれ

司法裁判所に提訴する尚題は全体として真  
 剣に検討したい、その結論を得たならご指摘  
 の二点は、提訴理由の有力なものとして信じてい  
 る。

（総理）

実験禁止を要望した最大の根拠は人道的立  
 場から世界の良心に訴えたものである本日ク

リスマス算でカーン田の核爆発実験が行われた  
 ことは遺憾の極みである。私どもは今後も同  
 じ考えで進み同時に、實際的に有効的ならし  
 めるために、あらゆる面から検討してこの運  
 動を続け目的を達するまで止めないつもりで  
 ある。

（外相）

われ／＼は道義の力が現実に、これ程大きな  
 力をもつことを発見したことは將來のため力  
 強い。ところが政府は「核兵器は持てる」と  
 いう声明以来、従来の努力の权威は失墜して  
 しまった、内外の疑惑を招いている。ついて  
 は政府は今後引き続き従来通りの実験禁止運動  
 をやるのか、この際変更するつもりか、技術  
 的にみて死の灰を制御したい大きさの制限も  
 可能となつたので、実験をしなくてもよくな  
 るかも知れないし、或は、貯蔵が十分で作つ  
 た範囲で賄えるという時代も来るので実験禁  
 止をお題目に主張しても目標がなくなるかも  
 知れない。政府は今後どうする方針であるか。

（五、一六、外、森（社））



### （一）沖繩關係

重光前外相は沖繩は日本の領土の一部であり、八十万の県民は日本人であると答弁している。それでは米軍の軍用基地としての土地収容、邦領市長の当選に対する種々の圧迫、戦災復興資金の要求等の問題に対して政府が全責任をもつて手を貸してやるという見解をもつてゐるか。

（二、一九、外、吉田（社））

沖繩における戦時中の、でさ事、戦死、戦災占領中の損害に對して政府は責任をもつか、又採、捉、国後の問題とも関連があるか沖繩復帰を国連に提訴する考は外相として持つてゐるか、又国連憲章第三条（平和条約）との関連において米國と折衝する考はあるか。

（二、一九、外、吉田（社））

日本が沖繩に潜在主権をもち沖繩県民が日本国民であることは前大臣所談の通りである。たゞ施政権は米國に渡してあるので日本内地の人々に対すると同様に政府が責任をもつてすべてを解決することかできない体制にあることは了解して頂けると思う。

（外、相）

沖繩における施政権の返還は国会の議決もあり政府も念願するところである。然し米國の意向は極東の情勢が今のまゝでは返せないというのであるから直ぐ実現するとは責任を以て云えない、もう少し打明けて話合ふ問題と思う、提訴の点は、私は先づ第一段として米側と折衝するのが適當と思う。尚戦争中の

損害については完全に日本の責任と考える、占領中の問題については未だ米側と解釈が一致してゐない。

（外、相）

沖繩が日本領土であり八十万県民が日本国民である点は、はつきり認めるか、先般総理は施政権の返還を個別的にでも要求し実現するといふ意味の答弁をされたが、その意味をもう少し詳しく承りたい。

（三、一九、外、吉田（社））

（註、其他、戦時中、終戦迄の間の事態についての政府の責任、在外沖繩人の保護住民の祖國復帰運動についての政府の見解等についで質疑が行われている）

沖繩に日本は潜在主権をもち沖繩住民が日本人であることは、その通りである。施政権全体の日本への返還を国会が議決しておりその意思は通じてあり、われわれもその実現を期さねばならぬ、たゞその段階としては、一括これを返還させることは現状から困難ではないかと思うので、たとえ、その一部であっても、例えば教育に關するものの如きは早く返して貰うようにしたい、たとえ一部でも解決していくと全部を解決する足がかりになる段階になるといふ意味で述べたものである。

（総、理）



対日平和条約才三條の趣旨は沖繩等を信託統治にする前提に立つている、たゞ信託統治にするまで若干時間かかゝるかも知れるのでその前は、立法、司法、行政の三権を米國が行使するのを認めるもので即ち現在のよう施政権が行われているのは一つの目的が達成するまでの單なる一時的な過渡規定としての効果しかないことは明白である、然して沖繩は信託統治にすることは不可能の事情にあるへ安保理事會が戰略的信託統治を承認する見込はない、そうなれば才三條が置かれてゐる基本は法律的にくづれてくる、従つて米國が至遲規定である施政権を持つてゐることは合理化されない、むしろ法律的、条約的に根拠を失つたといつて過言でない、この点を、どう考へるか。

(四、四、外、曾祿(社))

沖繩については、国会の意思又國民的強い要望もあり、できるだけ早く返還を実現させたいと思ひ研究している、お説の如く才三條の根拠は作られた当時の事情をみると無期限永久に施政権をもつものでなく、その前段の信託統治がきまるまでの暫定措置と解すべきではないか。従つて、時間もたつてゐるし事情も變つてゐる今日としては、三條の解釈としても私は少くとも疑義をもつてゐる、然しなお研究したいと思つてゐる。

(外、相)

(九) 其の他  
(1) 对東南アジア施策に関するもの

總理の東南ア訪問に關連して所信をききたい。A.A.グループの国連における努力は加盟国の三分の一強を占める勢力になり、わが国もその一員となつてわが国の立場は極めて重要になつた、A.A.グループといつても色々あるが独立問題や民族問題では一致結束する点日本に対する好感はいづれも十分である一方西政側も日本の立場を重視し、グループ内における日本の着実な動きに期待してゐるのである、總理は旅行中、日本の進むべき公正な立場を十分觀察されたい。

(五、一六、外、佐藤(録))

日本はA.A.グループの一員であり、歴史にも地理的にも文化的にも一層友好増進に努めねばならぬ、A.A.グループの諸国は新興独立の国で、われわれも十分理解と同情を以て接し、これらと協力して世界平和に貢献する上には他の西政諸国より有利な適当な地位にあると考へる、又お話のように現在の東西の対立は全時にA.A.グループと西政諸国との対立でもあるのでその対立を緩和し調整するのかが日本の役割であるとも考へる、今度の旅行では今後日本の進むべき方向につき重大な意義をもつ、これらの諸国と率直に話し合い理解を深め協力關係の基礎を作りたと思ふ、同時にこれらの国々の向にも微妙な關係、複雑な關係があるので、あらゆる問題について研



（総理の東南アジア米國訪問演説に關連し）  
 アジア諸國に対する政治的態度について復向する今度訪問されるアジア諸國には中立主義國、シヤトーに屬する國、更に反共の國もあるが総理は、これら諸國とアジア人としての立場に即して友好親善に努力するといったがどんな態度でいくつもりか、アジア共通の立場に立つて世界平和に増進するとはどんな意味か、アジア諸國は大勢として反植民地主義という命題では一致しており一つの運命協同体ともいふべきで、世界平和に貢獻する役割は重視されねばならぬ、これらの國の反植民地、独立の完成、至新建設は、種々の水準、社会制度、イデオロギーの差違に拘らず一つ

究し、AA諸國の向題に対する理解を深めた  
 い。

（外相）

現在のアジアに於ては大きくいつて二つに分れていふと思う、今度訪問する六ヶ國においても二つの分れがあり政治的対立や分裂傾向があることは非常に遺憾と思つてゐる、日本の立場はあくまで自由民主主義の立場を堅持し、これによつて各國の協力と平和を増進することを願つてゐるこの対立、緊張を緩和することが日本の使命と信じてゐる。

（外相）

の結合体とし守られねばならぬ、これらの國の相違に乗じて各國に、くさびを打込み、或は共產ブロックに、或は自由ブロックに、軍事体制に分裂させてはならない、こうした傾向の熾烈な今日わが日本は全力を以てそれを阻止すべきであるが総理は政治的態度をどこまで推進する勇氣をもつか。

（五、一六、本、佐多へ社）

（総理の東南アジア及び米國訪問に關する所信演説に關し）  
 総理はかねて東南アジアは日本外交の中心地として至新協力の具體的方法を考究されてゐる、その狙いは米國の資本日本の技術工業力、東南アジアの資源の三位一体による開發構想ときく、然し米國の對外援助のうち至新開發に向けられるものは極く僅少であり、それを更に削減し、条件を厳しくする方針ときいてゐる。アジア諸國、特

一口に東南アジアといつても國々によつて至新開發の程度、政治的考も違ふ、又いづれの國も独立を完成するために至新開發計畫を持つてゐる實情があるので、これらの開發計畫に謙虚な形で協力できるものを協力していくというのが根本的考である、従つて当方が勝手に三位一体をおしつけていくようなことは誤りと思ふ、それ／＼の國が希望する形で協力を惜しまないといふことが必要である。

（外相）



に中立主義諸国は外匯の軍事援助を拒み、ひもつて援助を警戒している。米國資本が日本を仲介とすることは、それをアジア的に粉飾するたけのものだと却つて警戒されるであらう、その警戒を多く為し非植民地的投資をどうんち形で考えているか、親西欧的アジア諸国は日本を仲介とする多角的援助よりも直接の二国間の援助方式を望むものか實現している、この状況下に日本介入の利益と必要を何を以て論証するか、わが党の見解では通常貿易によつて又日本の賠償と日本自身の資本による至済協力によつて地道にこれを達成する以外にないと考える、総理の所見如何

(五、一六、本、佐多(社))

(2) ビルマ、フィリピン、インドネシアとの賠償に関するもの

対ビルマ賠償は滞りなく進捗しているか、滞滞しているならばその事情を説明されたい。

(五、七、外、海野(社))

ビルマ賠償は本協定が先に成立し実施細目は政府間で合議することになつていたがその決定に手前取りスタートが遅れて軌道に乗つたのは漸く昨年初からで、この一年半の間に年平均七十二億圓相当のものが実施に移されてゐる、遅れの原因(一)は賠償の支払方法(二)は長い交渉の末、日本政府の認証した契約に基いて支払をすることに妥結した(三)は、供与する生産物と役務の決定について西國政府の合意が必要なのだ(四)はビルマ側が実施計画(各年度毎に作成)の原案作成に手前取つた為である。

(衆約局長)

御意見の通り考へてゐる、たゞ箇々の事例で手前取つたことはある、例えば先方の希望

先年ビルマに行つて見たが極めて親日的である、英國品もぼつ／＼入つて来ているし、



日本は平先して早く賠償を進め品目を早く送  
る方が将来の輸出貿易上も有利になるから、  
好意ある態度で、出し渋らないようにしてほ  
しい

(五、七、外、海野(社))

日本人の願としては賠償は日本が破壊した  
ものを復活するとか、その国の対日感情が  
好転してくれるように使われることが望ま  
しい、フィリッピンで聞いたことだが、あ

る種の品物が、あとかたもなく消えてしまつ  
たようなことがあつたという、賠償支払の際  
一々具体的に注意を払つてやつてゐるか、  
(五、七、外、加藤(社))

インドネシアとの賠償問題は最近又動きが  
活発になつてゐると大きくがその真相はどうか。  
(二、一九、外、加藤(社))

日本とインドネシア間の貿易の帳じりの向  
題が賠償金額をきめる上に何か関係があると

があつた証券が輸出の枠が果されていたため  
断つたことがある、日本政府としては、天張  
り貿易に対する影響は少くしてもらいたい方  
針で従来の輸出品は賠償にくり入れないよう  
希望して先方も了承してゐる、然し先方も外  
貨事情が悪化してゐるため、筋はそうでも何  
んとかしてほしいといふことが消費財につい  
てはあるわけで、出来るだけ先方が賠償をと  
つて長保といふふうになつてゐる新聞などで  
向題が尖鋭化されてるように報せられてるが  
実際はビルマ使節團では日本政府の協力ぶり  
に感謝してゐるのが実情である。

(糸約局長)

そのように実施計画を作つてゐる、消費財  
を出したくない理由は貿易上の理由の外に、  
賠償が欲んだり喰つたりして跡かたもなくな  
るのである、残念なので何かモニメントが残る

このが長い期間に亘つて日本の賠償の効果を  
あげるゆえんと思つので賠償計画を作るとき  
その項目の立て方(プロジェクト、ベシス、  
で)に留意してゐる  
(糸約局長)

一日の大太平洋公館長会議に出席した倭島公  
使の報告を受けたが従来と非常に變つて来た  
ことは、先方が従来強く主張してゐた賠償条  
件について、日本側の意向を相当容れて早期  
解決の空気が動いてゐることである、然し、  
その点もよく確かめ又先方の政情安定の問題  
もある、それらを確かめての上先方の最後の  
の肚をきめたい。

(外相)

インドネシアとの貿易帳じりは一億七千万  
ドル位で、うち六千万ドルについては既に西



考えているか。

(三、一九、外、加藤(社))

インドネシアとの賠償は未解決だが、これは日本の南方進出上大きな障害になつてゐる。交渉の内容はきくのは遠慮するが、政府はこの問題の促進を真に熱心に希望して努力してゐるのか、出先公使の交代は問題解決をおくらすことがないように希望する。

(五、一六、外、佐藤(経))

国間に協定ができてゐる。残りの一億一千万についてであるが日本にとつては債権ではあるが取立ては先方の至済状態からみて容易でない。然し当然棒引すべき性質のものでまな。今これを棒引するとか、しないとかはつきり云えないか、或程度賠償問題に利用する考である。

(外、相)

私は就在以来解決に努力を続けて来たが先方の内閣更迭という事情もあつた。然し新首相は日本にも訪ねて来た人で賠償に最も理解があるので問題を具体的に進めるつもりである。出先公使の異動は外務省人事に關するものでこれがために賠償が遅延したり、遅延せしめる意図によるものではない従つて、できるべく早く解決する方向を以て、具体的に

当方の案を、先方の意見もききつゝ、検討させてゐる段階である。

### (3) 北鮮及ヴェトナムとの国交調整に關するもの

北鮮に対する政府の態度はどうか、中共に對すると同様に、文化、至済の交流を促進するのかがそれとも韓国との關係から、しばらくそつとしておく考え方か。又ヴェトナム問題は、先般の国連では、わが方は南ヴェトナム加入を支持したと記憶するが、わが国も参加した、バンドン会議ではヴェトナムを一つとして国連加入を支持する結論が出てゐる、政府の方針はどうか、私はヴェトナムの南北統一の方向に協力すべきではないかと思ふ。分れた一方を国連に入れることが却て統一に支障を与えることになるということがバンドン

朝鮮、ヴェトナム両者とも民族が二つに分れて、それ／＼が正当政府たる主張をつゞけてゐるのが現状で、これを扱うのは難問題である。韓国とは正式会談がまだ開かれず、国交が回復されてゐないのは残念と思ふ。南ヴェトナムとの向には国交が正常化され大使が交換されてゐるのでその国連加入を支持したわけ、現状では南北統一がむづかしい、バンドン会議のAAクルプの理論論として正しいが、とにかく国として承認し外交關係があるものの国連加入を支持するのは、国際間において当然と考へてゐる。



会議の所謂統一ベトナムを国連に入れるよう  
にするという理由であると思ふので十分検討  
願いたい。

(四、二四、予、梶原(録))

(総理)

(4) 都留証言に關するもの

- 都留氏が米上院に喚問され取調を受けるこ  
とについて数点質問する。
- (1) 外交官以外の渡米者は何人も召喚される  
か。
  - (2) 召喚を拒否した場合、いかなる処分を受  
けるか。
  - (3) 召喚に応じた場合に黙秘権を行使した場  
合処分があるか。
  - (4) 日本例も在日米人を召喚できるか。
  - (5) 米人が召喚に応じない場合処分できるか。

- (1) 治外法権を有しない限り米国内法で召喚  
を受けた場合は召喚に応ずる義務を生ずる  
と思う。
- (2) 米国内法に基いて罰則が適用される。
- (3) 自分で不利な証言に対しては黙秘し得る
- (4) 治外法権を有しない米国人を国政調査権  
に基き国会に召喚することは法律上できる
- (5) 「議院における証人の宣誓及び証言に關  
する法律」(昭和二十二年法律才二五号)  
が適用されると思う(禁錮又は罰金)

- (6) カナダのノーマン大使の自殺と都留証言  
は関連あると考えるか。

- (7) 政府は何か抗議を出したか、又将来日本  
人の渡航に關し同様な事件が起るか否かに  
關し米政府に向合せをしたことがあるか。
- (四、一一、外、鶴見(自))

- (6) 直接関係あるとは考えない。
- (7) 今回のような形で都留教授が召喚された  
ことは國際儀礼上多当でないと考え、又今  
後渡米する日本人に与える不安又日米知的  
交流にも好影響を与えないと考えたので  
在米大使館を通じて國務省に申入れをした。  
先方も当方申出の趣旨を了承して申入の趣  
旨に沿つて今後措置するといふ回答があつ  
た。

(外務政務次官)

在米日本人の召喚は米国の国内法上可能だ  
との答弁だが、それは一般國際法上の原則か  
らそうなのか、或は日米通商条約の中に特別規  
定があるわけか、又今後の措置として日本例  
から申入れをし、米国側からも回答があつた  
由だが、これを現実に保障するためには、そ

一般國際法の原則に基いて、かかる権利が  
国内法に生じてくると解釈している領土権の  
作用により外国人は治外法権を有しない限り  
国内法の適用を受けると思う、今度の都留事  
件についての申入が米国会を拘束し得るかど  
の点は米国会を代表する國務省に正式外交ル



米だけで十分か、それ米が米商會をも拘束し得るようなものか、その点について特別の取極をとする意向はあるか。

(四、一一、外、杉原(自))

トによつて申入れ、先方からも正茂ルートで回答はあつたわけで、今後は国会においても、そうした趣旨で取扱われると信じている、又今度の事件に鑑み日米間に特別な取極をする考は持つていない。

(外務政次)

三、請願



三、請願

本国会中外務委員会に付託された請願は左の三十五件で、審査の結果二十八件を願意をおおむね妥当と認めて採択し議院の会議に付し内閣に送付すべきものと決定しへ本会議において右二十八件は全件採択、七件を保留とした。

才二十六国会外務委員会付託の請願  
 (採択されたもの二十八件)

請願番号	件名	紹介議員	請願者
28	原水爆実験禁止に関する請願(九通)	山下 義信	広島市 木村幸次郎外八名
29	〃	秋山 俊一郎	京都市 日丸美義
1629	〃	佐多 忠隆	鹿児島県 上金孝外一名
30	原水爆禁止に関する請願	曾林 益	神奈川県 蓮口 晃
331	原水爆実験禁止等に関する請願	海野 三朗 外一名	山形市 眞壁仁外二六八名
489	〃	岩間 正男	福集県 山田 武明



973 1587 1107 1186 1382 1898 260 668 1092 1109 1140

原水爆実験禁止等に関する請願

〃

英軍の水爆実験中止に関する請願

〃

英軍の原水爆実験禁止に関する請願

原水爆の国際管理実現に関する請願

李承晩ラインにおける不法捕防止等の請願

韓国抑留船員の早期帰還に関する請願

韓国抑留船員の早期帰還等に関する請願

〃

〃

重盛 寿治

東京都 河野龜三外一丸四名

森中 守義

熊本県 中村 愼

成瀬 幡治

名古屋 寺門 博

吉江 勝保

山梨県 舘田 好興

迫水 久常

鹿児島県 米山 恒治

高橋 進太郎

宮城県 鮎貝 盛益

佐野 広

島根県 遠藤 嘉石工門

藤野 繁雄

長崎県 金子 岩三

木下 友敬

山口県 福田 泰三外一名

大谷 藤之助

島根県 戸津川 善吉外一名

秋山 俊一郎

長崎県 田川 務外一名

1141 1156 1219 1256 1467 2072 1869 1969 198 2050 2129

〃

〃

〃

〃

〃

〃

沖縄の施政権回復等に関する請願

沖縄の米国用地代一括払反対に関する請願

移民施策振興に関する請願

南部沿海州漁場の安全操業に関する請願

近海漁業暫定協定締結に関する請願

山本 経勝

福岡市 井上 政雄外一名

松岡 平市

佐賀県 宮崎 芳郎外一名

勳木 亨弘

福岡県 天野 志津雄外一名

松浦 清一

鹿児島県 福岡 静雄外一名

佐多 忠隆

鹿児島県 平瀬 実武外一名

西郷 吉之助

鹿児島県 上野 助市

重盛 寿治

東京都 臼井 岩太郎

吉田 法晴

沖縄 桑江 朝幸

松沢 靖介

山形市 樋口 友太

青山 正一

石川県 田谷 充実外三名

堀 末治

北海道 荒 哲夫外一名



(保留となつたもの七件)

21	美保基地拡張反対に関する請願 (七件)	仲原 善一	鳥取県 史郎外三名
1177	〃	吉田 法晴	鳥取県 彰外四六名
302	福岡県稲童駐留軍高射砲陣地撤廃に関する請願	中田 吉雄	島根県 英夫
1081	日中国交回復促進に関する請願	吉田 法晴	福岡県 実蔵
1801	日ソ漁業交渉に関する請願	鹿島 守之助	岩手県 一三
407	外交基盤対策に関する請願	西川 弥平治	新潟県 九一
		赤松 常子	高知市 論文

四、委員の視察及び派遣

一、茨城県東海村原子力研究所視察 (笹森委員長、永野 森、竹中 石黒、梶原各委員)

二月二十一日

一、横浜移住あつせん所視察、神奈川県下の米軍接收状況につき事情聴取 (県庁)、及び防衛大学校視察 (横須賀) (笹森委員長、佐野、加藤、海野、佐藤委員)

四月九日

一、李ラインにおける漁船捕事件の事情調査、大村收容所視察及び米軍接收状況調査 (出張地 下関市、福岡市、大村市、長崎市、佐世保市) (佐野、吉田、竹中委員)

四月二十一日から五日間



五、參議院外務委員名錄 (三二、五、一九現在)

長 理 理 理 理

佐	加	海	野	永	津	杉	重	黑	鹿	梶	曾	鶴	佐	桂
多	藤	野	村	野	島	原	宗	川	島	原	祢	見	野	森
忠	シ	三	吉		寿	荒	雄	武	守	茂		祐		順
隆	工	朗	三	郎	護	一	太	三	雄	助	嘉	益	輔	廣

社	社	社	自	自	自	自	自	自	自	自	自	社	自	自	自
会	会	会	民	民	民	民	民	民	民	民	民	風	会	民	民

佐	石	吉	森	竹
藤	黒	田		中
尚	忠	法	元	勝
武	篤	晴	治	男

緑	緑	社	社	社
風	風	会	会	会

(以上二十名)



